第６９回
中部矯正管区教誨師研修大会
(石川県大会)
記　　録

期　日　　令和７年６月１１日（水）

会　場　　ＫＫＲホテル金沢　３階　「鳳凰」の間

主　催　公益財団法人全国教誨師連盟
　　中部矯正管区教誨師連盟
後　援　北　國　新　聞　社
　　公益財団法人矯正協会
担　当　石　川　県　教　誨　師　会

第６９回中部矯正管区教誨師研修大会

記　　録



受　　付







式　　典





式　　辞



中部矯正管区教誨師連盟会長

槇　　研治

メッセージ



公益財団法人全国教誨師連盟

副理事長　柏川　法潤

祝　　辞



中部矯正管区長

田中　秀樹

基調講演



鈴木大拙館　館長

木村　宣彰

表　　彰

中部矯正管区長表彰



中部矯正管区教誨師連盟会長表彰



被表彰者代表謝辞



パネルディスカッション















中部矯正管区教誨師連盟総会



レセプション



第６９回中部矯正管区教誨師研修大会　石川県大会
大　会　テ　ー　マ　「アップデートする教誨」
サ　ブ　テ　ー　マ　－宗教の人間救済－













目　　次

大会要綱　・・・・・Ｐ２

大会日程　・・・・・Ｐ３～Ｐ４

式　　典　・・・・・Ｐ５～Ｐ１５

基調講演　・・・・・Ｐ１６～Ｐ２６

パネルディスカッション　・・・・・Ｐ２７～Ｐ３９

総　　会　・・・・・Ｐ４０～Ｐ５９

名　　簿　・・・・・Ｐ６０～Ｐ６２

大　会　要　綱

1　名　　称　第６９回中部矯正管区教誨師研修大会（石川県大会）

2　大会テーマ　「アップデートする教誨」
　サブテーマ　―宗教の人間救済―

3　目　　的　ここ数年“闇バイト”と言われる犯罪に安易に手を染める若者達の事件がしばしば報道されています。最近では強盗さらに殺人にいたる事案も発生しています。
　犯した罪に応じて厳正に処罰されることは当然でありますが、本大会では、宗教に携わる者として、罪を犯した者にとどまらず、現在の日本は快楽的あるいは拝金的幸福の追求が蔓延し、宗教的、精神的幸福という視点が著しく欠如しているということが、社会全体の根底にあるとの問題意識を持って、全国統一の大会テーマ「アップデートする教誨」のもと、石川県出身の鈴木大拙師の思想に触れながら「宗教の人間救済」と題し、開催いたします。

4　期　　日　２０２５年（令和7年）６月１１日（水）

5　会　　場　KKRホテル金沢（石川県金沢市大手町２－３２）
　代　表（TEL）　０７６　２６４　７８５８

6　主　　催　公益財団法人全国教誨師連盟
　中部矯正管区教誨師連盟
　石　川　県　教　誨　師　会

7　協　　賛　法務省矯正局　中部矯正管区　中部矯正管内矯正施設

8　後　　援　北國新聞社　公益財団法人矯正協会

9　来　　賓　関係機関

10　参　加　者　中部矯正管区教誨師連盟所属教誨師　　顕彰者　５９名
　全国教誨師連盟・中部矯正管区・各施設関係者　４５名

11　担　　当　石川県教誨師会

12　事　務　局　金沢刑務所　矯正処遇課門（教育）内

大　会　日　程

・・・・・　令和7年6月11日（水）　・・・・・

受　付　　12：00～12：30　3階ロビー

式　典　　12：40～13：20　3階「鳳凰」の間

開式のことば　石川県教誨師会副会長　前田健志
黙　祷
国家斉唱
能登半島地震及び豪雨災害救援金の報告
式　辞　中部矯正管区教誨師連盟会長　横　研治
メッセージ　公益財団法人全国教誨師連盟総裁　大谷光淳
表　彰　教誨・篤志受章者紹介
中部矯正管区長表彰
中部矯正管区教誨師連盟会長表彰
被表彰者謝辞
祝　辞　法務省矯正局長　小山定明
中部矯正管区長　田中秀樹
公益財団法人矯正協会長　藤本哲也
又賀紹介
恒例被選
閉式のことば　石川県教誨会副会長　斎藤順結

基調講演　　13：30～14：30　3階「鳳凰」の間

講　師　鈴木大雄館　館長
木村宣彰氏
演　題　「現代における人間の問題」
～罪悪感と救い～

パネルディスカッション　　15：00～16：00　3階「鳳凰」の間

課　題　1　宗教的罪感的自覚の問題

課　題　2　罪悪の自覚めと救いの問題

課　題　3　「共に凡夫」の人間観、帰依の問

コーディネーター

石川県教諭問会理事　高　　林　彰　氏

パネラー

講　　師	鈴木大拙館　館長	本村宣彰氏
講　　師	金沢刑務所長	山縣一光氏
講　　師	薬剤学院長	草川　弘氏
全国教諭師連盟	副理事長	柏川法潤氏
全国教諭師連盟	理事	菊池了邦氏

アンケート記入　　16：00～16：15

中部矯正管区教諭師連盟総会　　16：15～17：26　3階「鳳凰」の間

（1）開会のことば	中部矯正管区教諭師連盟副会長	藤井　宏
（2）あいさつ	中部矯正管区教諭師連盟会長	横　研治
	全国教諭師連盟副理事長	柏川法潤
	中部矯正管区事務局	松本林二
（3）全国教諭師連盟報告		
報告	全国教諭師連盟理事	菊池了邦
（4）中部矯正管区報告	中部矯正管区教諭師連盟事務局長	事務局・会計
（5）次回開催県発表	中部矯正管区教諭師連盟副会長	河合了宣
（6）閉会のことば	中部矯正管区教諭師連盟副会長	河合了宣

評価委員会　　17：30～18：00

レセプション　　18：00～　KKRホテル金沢　3階「孔雀」の間

開　式　の　こ　と　ば

石川県教諭部会副会長　**前　田　健　志**

ただ今より、第６９回コ部鳴三管区教諭師研修大会式典を開式いたします。

黙　と　う

岐阜刑務所　　第　間　達　郎　　教諭部　　令和６年９月１１日逝去

国　家　斉　唱

能登半島地震及び豪雨災害義援金の報告

石川県教諭師会会長　**熊　谷　宗　雄**

石川県教会師会の熊谷でございます。まずもちまして、本日ご来賀賜りましたすべての皆様に厚く御礼を申し上げる次第でございます。一昨日６月９ニの日でございますが、私と石川県教科医師会副会長、前田先生、同盟会長、斎藤先生とともに、本日ご講演いただいております北国新聞社様、お邪魔をさせていただきまして、義援金をお届けいたしました。北国新聞社様を通じて石川県へお納めくださることであります。義援金お寄せいただきました先生方に改めて深く御礼申し上げまして、ご報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。ありがとうございました。

式　　辞

中部矯正管区教誨部連盟会長　　槇　　研治

本日、第６９回中部矯正管区教誨師研修大会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、ご来賓並びに矯正職員の皆様には、平素から教誨活動に深いご理解と格別の御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げますとともに、公私に亘りご多忙のところ、本大会にご臨席を賜りましたことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日はここ石川県金沢市におきまして、「アップデートする教誨」の全国統一テーマのもと、「宗教の人間救済」と副題を掲げ、記念講演には鈴木大拙館館長でありあります木村宣彰先生の「現代における人間の問題」と題し、御講演が予定されております。またパネルディスカッションでは高祐彬教誨師のコーディネートのもと、パネラーの先生方とテーマに沿ったディスカションが行われるとのことです。

この６月１日より施行されました拘禁刑への移行により、我々教誨師も被収容者に寄り添い、心の安定と自身を見つめることができるように導く、更なる教誨を施すためにも、より一層の精進を積ねなければならないと感じています。よって本大会がその一助となることを大いに期待をしております。

最後になりましたが、ただ今石川県教誨師会長より能登半島地震・豪雨による災害に対し、お見舞金のご報告がなされました。ここに管区連盟会員のご協力に感謝申し上げますとともに、いまだ日常生活を取り戻すことができない大変な時、本大会の開催に向けてご尽力いただきました石川県教誨師会各位、また施設職員様の御尽力に対しまして、心から感謝とお礼の言葉を申し上げ、わたくしの式辞といたします。

令和７年６月１１日

メッセージ

公益財団法人全国教誨師連盟総裁　　大谷光淳

本日ここに「第六九回中部矯正管区教誨師研修大会」石川県大会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、昨年１月１日に発生した「令和６年能登半島地震」昨年９月の「大雨災害」において犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早く生活を再建され、平穏な日常に戻られますことを願っております。

さて、このたび叙勲をお受けになる皆様に心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたるご尽力に対し、感謝と敬意を表します。

平素から宗教教誨活動に対しまして深いご理解と温かいご支援を賜っておりますご来賓の皆様方、並びに当連盟の運営にご支援、御協力を頂いております矯正関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

ロシア連邦のウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナガザ地区への侵攻は未だに終わらず、子供を含めた多くの民間人が犠牲となっています。一刻も早く平和的な解決がなされ、ウクライナ・パレスチナガザ地区に再び平和が訪れることを願ってやみません。

さて、矯正施設の収容人員は、全体的に減少傾向にありますが、少年院在院者や未決拘禁者は増加傾向にあります。個々の特徴としては、高齢受刑者の割合が増加傾向にあります。薬物乱用等による精神障害を有するもの、外国人被収容者、発達障害や虐待された経験を持つ在院者といった処遇に特別な配慮を要する多様化した被収容者が年々増加し、特性に応じた処遇を行う施設職員の皆様のご苦労は計り知れないと考えています。

施設では、認知行動療法など科学的根拠に基づくプログラムで改善指導が行われ、成果を上げています。そこに、宗教的根拠に基づく教誨を行うことで、頭と心に対する働きかけによって、人は救われ、更生復帰を果たすことができるのではないでしょうか。

最近の矯正と教誨師をめぐる状況を概観いたしますと、教誨師は不適正処遇早期発見のための協力を求められています。また、犯罪被害者等の情報取扱い制度では、実施する矯正職員のメンタルケアへの協力を求められています。さらに、昨今始まった「対話」という改善指導への教誨師の参加を促されています。矯正施設からの協力要請に対しては、できる限り対応しなければなりません。

本年６月１日から拘禁刑が施行され、矯正施設における矯正処遇をめぐる環境が大きく変化しました。しかし、教誨師の責務の重要性が変わることではありません。そしてその

責務を遂行するためには、教務の歴史と伝統を踏まえ、日々変化し続ける社会状況に即した教誨活動を進めることが肝要です。これからの時代における教誨活動の意義と役割を再発見することが求められていると考えられます。

今研修大会は、そのような視点から全国の統一テーマ「アップデートする教誨」サブテーマ「宗教の人間救済」として実施されますことは誠に時宜を得たものであります。この度の研修会がまさに「アップデートする教誨」の起点となる実り多きものになることを期待いたします。本研修大会に参加いただきました教誨師の皆様に心より感謝申し上げます。また、今回のテーマの「宗教の人間救済」の趣旨を理解され、自らの見識をより高めるとともに、今後の教誨活動へ新たに期待される事柄を見出すことに配意いただきますようお願い申し上げます。

矯正関係職員の皆様には、これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、どうか今後の教誨活動の充実のためにもうき続きお力添えていただければと願っております。

最後に、お集まりの皆様方にはくれぐれもご自愛に努められ、ご健勝に過ごされるよう念持上げ、私のご挨拶といたします。

２０２５年（令和７年）６月１１日

公益財団法人全国教誨師連盟総裁　大　谷　光　淳

代読　公益財団法人全国教誨師連盟副理事長　**柏　川　法　潤**

叙勲・褒章受章者紹介

■ 叙　勲

（受賞）	（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
令和6年　秋	岐阜刑務所	河合純雄	天理教
令和7年　春	名古屋拘置所	加藤通幸	日蓮宗

■ 褒　章

（受賞）	（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
令和7年　春	岐阜刑務所	河合了宣	真言宗

表　彰

■中部矯正管区長表彰

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
富山刑務所	糸数寛宏	真言宗
金沢刑務所	青木昌典	日蓮宗
金沢刑務所	萩原昭徳	真宗大谷派
福井刑務所	高畠顕裕	浄土真宗本願寺派
福井刑務所	鳴津弘隆	浄土真宗本願寺派
岐阜刑務所	畑　崇敏	三輪宗
岡崎医療刑務所	佐藤耕二	キリスト教
名古屋刑務所	フォンツ・マルセラーノ	キリスト教
三重刑務所	宮生恒宏	浄土宗
三重刑務所	上田英典	真宗高田派
瀬戸少年院	横山厚志	日本基督教団
瀬戸少年院	鵜飼川孝	真宗大谷派

■中部矯正管区教誨師連盟会長表彰

（所属施設）	（ 氏 名 ）	（教宗派名）
富山刑務所	松尾　栴	神社本庁
金沢刑務所	北原隆義	高野山真言宗
金沢刑務所	竹内良洋	真宗大谷派
岐阜刑務所	四禰　亮	真宗大谷派
名古屋拘置所	長谷川　誠	真宗大谷派
豊橋刑務支所	中村和彦	神社本庁

被表彰者謝辞

代表　金沢刑務所所属　萩原晃俊

謝辞、受賞者を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。

私どもがこのたび表彰の栄に浴し、本日ここに御来賓の方々及び関係者の皆様方の御臨席をいただいてかくも盛大な表彰式典を催していただきましたことは、まことに身に余る光栄であり、受賞者一同心から感激しているところでございます。

この上は、本日のこの栄誉と感謝を胸に刻み、思いを新たにして、微力ではございますが、さらに研鑽、精進を重ね、教誨師としての活動を通じて被収容者の改善、更生と円滑な社会復帰に寄与し、もって本日の栄誉にお応えすることをお誓いいたします。

甚だ簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

令和７年６月１１日　代表　石川県教誨師会　萩原晃俊

祝　　辞

法務省矯正局長　　小　山　定　明

第６９回中部矯正管区教誨師研修大会が開催されるに当たりまして、一言お祝い申し上げます。

教誨師の皆様方には、平素から、矯正施設における被収容者の信教の自由を保障するとともに、その改善更生のため、献身的に御尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、刑事施設におきましては、本月１日をもって、拘禁刑を新たに導入する改正刑法等が施行され、その一歩を踏み出しました。

拘禁刑創設の趣旨は、受刑者の特性に応じた処遇を実施し、その改善更生を図り、再犯防止を推進することであり、当局においては、この趣旨を踏まえ、刑事施設における受刑者の集団編成を見直し、高齢や障害などといった特性等に応じた基本的な処遇類型である矯正処遇課程を２４種類設け、きめ細かい矯正処遇を行っていくこととしました。これに加えて、作業の再構築、改善指導・教科指導の充実、外部の関係機関等と連携した社会復帰支援等、新たな施策を多岐にわたって実施しています。

これらの取組を進めるに当たっては、効果的に矯正処遇等を実施するための組織体制の見直し、職員の意識改革なども併せて行ってきたところであり、その安定的な定着には、時間を要するものと考えていますが、矯正施設においては、こうした法改正に期待する社会からの要請にしっかりと応え、新たな被害者が生まれることを防止し、安全・安心な社会の実現のため、引き続き、受刑者の改善更生や社会復帰に向けて、一層効果的な被収容者処遇を実現する責務があり、これらの取組をしっかりと進めてまいります。

また、少年院におきましては、本年６月で新たな少年院法が施行されてから１０年を迎え、併せて、特定少年の特例が設けられてから３年が経過しました。これまで蓄積してきたノウハウを踏まえながら、時代のニーズに応じた矯正教育・社会復帰支援を進めてまいります。

拘禁刑の導入を始めとする新たな取組は開始されましたが、皆様に御協力いただきたいことの本質は変わるものではなく、矯正施設の身近な民間協力者である教誨師の皆様方の御活動が必要不可欠であることに変わりありません。

皆様の豊富な御経験、高い見識に基づく活動は、被収容者が自らの犯した罪や被害者に対する謝罪に向き合い、真の更生を果たすためには欠くことのできない、極めて重要な取組です。

引き続き、皆様方の御協力を得ながら、矯正施設における被収容者処遇の充実を図ってまいりますので、今後とも、変わらぬ御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本日ここにお集まりの皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、私の祝辞といたします。

令和７年６月１１日
矯正局長　小　山　定　明

代読　金沢刑務所長　山　縣　一　光

祝　　辞

中部矯正管区長　田　中　秀　樹

本日、ここに、第６９回中部矯正管区教誨師研修大会が開催されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

初めに、昨年元日に発生した能登半島地震、さらに９月に発生した能登半島豪雨により、お亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、すべての被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、教誨師の皆様方には、平素から矯正行政に対し、深い御理解と御支援を賜るとともに、教誨活動を通して、被収容者の心情の安定、ひいては改善更生の意欲の喚起に御尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。また、本日、長年にわたる御功績により、栄えある表彰を受けられました皆様方には、心よりお祝いを申し上げます。

御承知のとおり、本月１１日から、懲役・禁錮が廃止され、新たな刑罰として拘禁刑が導入されました。これまでも矯正施設においては受刑者の抱える問題性等に応じた働き掛けを実施してまいりましたが、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰を図るため、より一層矯正処遇の充実を図り、再犯防止を推進することが求められております。

一方、被収容者にありましては、収容に至った犯罪・非行への後悔や自責、家庭面での問題、社会復帰に向けての不安や焦燥等、様々な思いを抱えて収容生活を送っており、このような心情を抱えた被収容者に改善更生の意欲を喚起させていくためには、豊富な人生経験と卓越した識見をお持ちである教誨師の皆様方のお力添えが必要不可欠と考えております。皆様方には、なにとぞ今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げる次第でございます。

本大会におきましては、「アップデートする教誨」をテーマに、「宗教の人間教済」をサブテーマとして、御講演や御意見の発表が予定されていると伺っております。本研修の成果がこれからの教誨活動の領域に大いに寄与するものとなりますよう祈念いたします。

最後になりましたが、中部矯正管区教誨団連盟の一層の御発展と教誨師の皆様方のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

令和７年６月１１日

中部矯正管区長　田　中　秀　樹

祝　　辞

公益財団法人矯正協会会長　藤　本　哲　也

本日ここに、第６９回中部矯正管区教誨師研修大会が開催されるに当たりまして、一言お祝いを申し述べます。

はじめに、中部矯正管区教誨師連盟所属の教誨師の皆様におかれましては、日々、矯正施設における宗教教誨に情熱を傾けられ、被収容者の更生と社会復帰に多大な貢献をされますことに、深く敬意を表する次第であります。

また、ただいま中部矯正管区長から表彰を受けられました皆様は、多年にわたり、矯正の活動に御理解を示され、温かい人間愛をもって、矯正施設の被収容者に接し、円滑な社会復帰のため教誨活動に御尽力されたものと承知しており、心からお祝い申し上げます。

さて、本日は、各施設において御活躍いただいている教誨師の方々が一堂に会し、「アップデートする教誨」を大会テーマとし、そして「宗教の人間救済」をサブテーマに掲げて研修大会が実施されていると伺っており、誠に意義深いものと存じます。

今日の矯正施設においては、拘禁刑の施行に伴い、各受刑者の特性に応じた柔軟な処遇の実施が図られるとともに、刑務所出所者等の再犯防止施策が強く求められているところであり、被収容者に対する教誨活動への期待は、一層大きくなっているものと承知しておりますので、本研修大会が今後の教誨活動の指針となり、実りのあるものとなることを祈念いたしております。

私ども矯正協会は、矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、犯罪及び非行の防止に寄与する事業を行っております。このような立場にある我々としましても、宗教教誨を通じ、矯正活動に協力されている教誨師の皆様に深く感謝申し上げるとともに、引き続き全国教誨師連盟各々、矯正行政の支援に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、中部矯正教誨師連盟のますますの御発展と、御列席の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

令和７年６月１１日

公益財団法人矯正協会　藤本哲也

代読　湖南学院長　草　川　　武

来賓紹介

基調講演講師

鈴木大拙館　館長　　木村宮彰様

■矯正　43名

中部地区管区長	田中秀樹様
富山刑務所長	小阪知晃様
金沢刑務所長	山縣一光様
福井刑務所長	佐藤正典様
岐阜刑務所長	村上和夫様
笠松刑務所長	松嶋恭子様
刈塚医療刑務所長	安部明弘様
名古屋刑務所長	森田裕一郎様
豊橋刑務支所長	原田千尋様
三重刑務所長	三井隆[illegible]様
名古屋拘置所長	三角渉様
瀬南学院長	草川武様
瀬戸少年院長	工藤弘人様
愛知少年院長	福岡秀一様
高川医療少年院長	筒井千景様

祝　電　披　露

第６９回中部矯正管区教誨師研修会の御盛会を祝し、貴連盟のますますの御発展をお祈りいたします。

公益財団法人矯正協会会長	藤本哲也　様
北海道矯正管区教誨師連盟会長	柏川法観　様
東北矯正管区教誨師連盟会長	菊池了邦　様
関東矯正管区教誨師連盟会長	川上宗勇　様
近畿矯正管区教誨師連盟会長	大久保　洋　様
中国矯正管区教誨師連盟会長	吉木祥徳　様
四国矯正管区教誨師連盟会長	田村正教　様
九州矯正管区教誨師連盟会長	斎原宣見　様
真宗大谷派宗務総長	木越　渉　様
天台宗教誨師会会長	吉田宗盛　様
天台宗宗務総長	縄野舜海　様

閉　式　の　こ　と　ば

石川県教誨師会副会長　斎　藤　順　紹

以上をもちまして、第６９回中部矯正管区教誨師研修大会石川県大会の式典を閉式させていただきます。

基調講演

演　　題　「現代における人間の問題」

～ 罪悪感と救い ～

講　　師　鈴木大拙館 館長　木村宣彰 氏

講師紹介

昭和18年　富山県生まれ

昭和41年　大谷大学文学部 卒業

昭和47年　大谷大学大学院文学研究科博士課程（専門は仏教学） 満期退学

平成 6年　大谷大学教授就任

　　関西大学東西学術研究所、京都大学人文科学研究所 研究員兼務

　　大谷大学 図書館長、学監、文学部長を経て

平成16年4月

～平成22年3月　大谷大学学長

平成23年3月

～現 在　鈴木大拙館館長、大谷大学名誉教授

司会（河合教諭師）

お待たせいたしました。お時間になりましたので、ただいまから基調講演に移らせていただきます。講師のプロフィールについて、熊谷教諭師に紹介していただきます。それでは熊谷教諭師、よろしくお願いいたします。

熊谷教諭師（金沢刑務所）

失礼をいたします。本日、ご講演をいただきます、金沢市の本多町というところにあります、鈴木大拙館館長の木村宣彰先生でございます。先生の御略歴を申し上げます。昭和１８年、お隣、富山県のお生まれでいらっしゃいます。昭和４１年、大谷大学文学部をご卒業になられまして、昭和４７年に大谷大学大学院文学研究科博士課程を満期退学なさいまして、平成６年、大谷大学教授に御就任されておられます。同時に、関西大学東西学術研究所、京都大学人文科学研究所の研究員を兼務されておられました。大谷大学の図書館長、学監、文学部長を経て、平成１６年４月に学長に御就任なさっておられます、現在、大谷大学の名誉教授もなさっておられることであります。まだまだ、御紹介しなければならないこと、沢山あるかもしれませんが、お時間の都合でこれぐらいにさせていただきたいと思います。失礼いたしました。ありがとうございます。

司会（河合教諭師）

それでは、木村先生、よろしくお願いいたします。

木村宣彰先生

ただ今、過分なご紹介をいただきました木村宣彰でございます。第６９回中部地区教諭師研修会は、６９年間に亘って年１回の研修大会を開催されていると伺っております。この歴史と伝統のある研修会で講演する機会を与えていただき、大変に光栄に思い、また感謝しております。日頃、教諭師という非常に尊いお役目を果たしていらっしゃる皆様方の前で、私がお話するのは共だ僭越ではないかと案じているところであります。

講演題目に「現代における人間の問題」と掲げておきました。現代における人間の問題は実に多岐にわたりますが、一言で言えば、「人間とは何か」ということが不明確になり、よく判らなくなったということではないかと思います。人間である私たち自身が「人間とは何ですか」と問われても容易に答えられないような、実に複雑で大変な社会になりました。要するに、人間に疑問符がついたということです。暫らく以前であれば、たとえば「人間らしく生きなさい」と言われると、誰もが何となく「ああ、こういう生き方を言うのか」と判ったような感触を持つことができました。しかし、今やそういう状況ではありません。日々の報道、ニュース等を見聞きしておりますと、果たしてこれが人間の所行かと驚くようなことが多々あります。つまりこれが人間の行いかと深く考えさせられるような状況になっているのではないかと思います。

御当地の金沢市に生まれた鈴木大拙（本名、貞太郎）は、明治３年、つまり１８７０年ですから今から１５０年前のお生まれです。特に浄仏教を西欧に伝えた世界的に著名な仏

教哲学者です。私は学生時代に、大拙先生の講義を拝聴する機会を得ました。本当にかけがいのない僥倖を得て、大拙先生の講演のお姿や仕草を覚えており、また今もなお先生のお声が耳に残っています。何十年か経って当時のことを思い返しますと、直接にお会いしてお声を聞いたことが如何に尊いかをつくづく感じます。それはどういうことかと言えば、大拙先生が書かれた書物はたくさん残っていますが、その書物を読み、目で活字を追っていくと、先生のお声が聞こえてくるのです。一度でもお会いして、そのお声を聞いたことは、先生の書物を読む際にも受け取り方が全く違ってきます。先生から話しかけていただくような、そのような感じです。１０代後半にそのような尊い体験をし、その後、金沢市の鈴木大拙館の館長を務めさせていただいております。大拙館に出勤する度に、今も耳に残る大拙先生のお声と対話しながら、現代の様々な人間の問題を考えさせていただいています。

ある時、大拙先生に「何のために、禅の修行をするのですか」と尋ねた人がありました。なぜ禅の修行をするのですか、なぜ仏教を学ぶのですか、と質問したのです。すると先生は即座に「スーッと生きるためです」と応えられました。難しい説明はなく、ただ「スーッと生きる」と言われたのです。すると質問者は「ああ、なるほど」と納得されそうです。大拙先生が言われた「スーッと生きる」というお言葉は非常に有難い教えだと思います。

私自身も日々の暮らしの中でいろいろな計らいや分別が起こりますが、そのような時に改めて、大拙先生の言われた「スーッと生きる」という言葉を思い起こします。人間にはそれぞれ「我」があって、素直にスーッと生きることができません。今日の政治・経済、社会の様々な事件などは「スーッと生きる」ことができないために起こるのではないでしょうか。大拙先生に従えば、ここに仏教を学ぶことの意義があると思います。

大拙先生は、昭和２１年４月２３日２４日の両日、天皇皇后両陛下の前で講義をなさいました。いわゆる御進講です。昭和２０年８月１５日に太平洋戦争が終わり、その翌年に、天皇皇后両陛下に御進講が行われました。その御進講の題目は「仏教の大意」でした。仏教のおおよその意義、仏教の大体の意味について話されたものでした。英語では *The Essence of Buddhism* です。後年刊行された『昭和天皇実録』を見ると、２３日は御座所で、翌２４日には表拝謁の間で行われています。御進講は一日ではないかと思うのですが、場所を変えて両日にわたってご講義が行われたのは、或いは両陛下のご要請があったのではないかと思います。昭和２１年４月のことですから、戦争が終わって未だ１年も経たない、８ヶ月ぐらい経った時に、天皇皇后両陛下に仏教の話をされたのです。そして、本題に入る前に、「仏教のお話をする前に、宗教一般について申し上げたい」と、まず宗教についての話をされました。そして「我々の生活で気づかぬことがあります。我々の世界は一つではなくて二つの世界だということです。そしてこの二つの世界がそのままに一つだということです」とお話されています。その二つの世界とは、一つは感性・知性の世界、もう一つの世界は霊性の世界です。感性・知性の世界とは善悪や損得、当然など二元相対の有限の世界であり、霊性の世界とはその相対性を超えた無限の世界です。

最近のTVドラマ「べらぼう」に出てくる太田南畝(号は蜀山人)に「損じゃ得じゃ、楽じゃ苦じゃ、なんじゃらんじゃと、本は無茶苦茶」という狂歌があります。これは感性の世

界で、我々の日々の生活で実感する世界です。もう一つの世界は損得や苦楽の有限性を超えた無限の世界であり、これが霊性の世界です。この二つの世界の矛盾によって人間の「悩み」が生じます。そしてそこに宗教心が生まれるのです。

大拙先生は、戦時中の精神、宗教とは根本的に異なる本当の宗教とはどういうものかについてお話されたのだと思います。日頃、私たちは感性・知性の世界に生きています。そのため霊性の世界、奥深い無限の世界を見落としています。ところが、奥深い無限の霊性の世界に気付くと生き方が変わります。それはどういうことかというと、例えば、今夜は観々満月ですが、私たちは今夜の満月について「見えるか」「見えないか」を感覚し、「見える」「見えない」の二つに分けて分別します。しかし、肉眼で見えても見えなくても、肉眼ではなく心眼で以て月を見ると、雲がかかっていても常に満月を眺めることのできるような世界に生きている人もおられると思います。このように物事には二つの見方があります。ところがこのような二つの世界は別々にあるのではなく、実は二つの世界は一つなのです。要するに物事が二つに分かれる大元の世界、無限の世界を忘れてはならないということを大拙先生は話されたのだと思います。

大拙先生は、戦争が終わり、これからの日本をどうするかということを深くお考えになったのでしょう。そこで、我々の生きる世界は感性・知性だけでなく、実は霊性の世界と不二一体であることを見失うことなく生きなくてはならないとお考えになったのだと思います。日頃、私たちは感性・知性の世界に生きているため、心の奥底の霊性の世界、つまり深い宗教心を見落としていることを話されたのだと思います。

最近、新聞記事を読んでいますと、社会面に如実に様々な奇妙な事が報じられています。先日（５月１日）の新聞に、大阪で中学生７人が車に轢かれて重軽症を負った事故が載っていました。２８歳の男が殺人未遂の容疑で逮捕されましたが、その男は「全てが嫌になった」ので事故を起こしたと殺意を認めたということです。また５月１１日には、千葉県で中学３年の少年が８３歳の方を刺殺しました。市内に住む中学３年生の少年が殺人の疑いで逮捕され、調べに対して少年は殺人の容疑を認め、「誰でもよかった」と供述したということです。このほかにもいろいろ事件事故はありますが、一体これはどういうことでしょうか。感情の世界のみに生きていると「誰でもよかった」「全てが嫌になった」という理由で殺人事件が起こるでしょうか。この世の物事を、つねに二つに分けて考えていると先ほど話した大田南畝の狂歌「損じゃ得じゃ、楽じゃ苦じゃ、なんじゃかんじゃと、六は無茶苦茶」になるのでしょう。ただ感情のみに生きていると「全てが嫌になった」「誰でもよかった」というようなことが起こるのかもしれません。そこで大拙先生は我々の誰もが生きている感性の世界のもう一つの奥底に霊性の世界があることを、我々に知らしめられたのだと思います。先ほど「全てが嫌になった」「誰でもよかった」と言って人を殺めた人は、本人は意識しなくても、感性・知性の世界と霊性の世界との矛盾が起こったのでしょう。つまり、人間の「悩み」が生じ、心の奥底からの声が上がったのです。そこに霊性の世界があるのだと思います。

大拙先生は、昭和２１年４月２３日の御進講で、今、申したような宗教心のお話をなさいました。そのうえで翌２４日の午後に、仏教の大智と大悲のお話をされています。御進

講は通常一日ではないかと思うのですが、両日に亙ったのは、あの戦後間もない時期に何か特別のご要請が有ったのではないかと私は推測しています。

大拙先生は仏教の講義で、インドの仏教では空の思想などを説かれましたが、その後で中国仏教に優れた思想が興起したことをお話になりました。それは『華厳経』に基づいて中国で興った華厳の哲学です。それは事事無礙法界の哲学を説いています。「事」とは個々の現象のことです。私たち個々人もまた「事」で、全ての事と事とは互いに溶け合って繋がっていることを明らかにしたのが事事無礙法界の教えです。大拙先生は、人間の集団生活は事事無礙法界の理を現わしていると言い、「集団の構成単位の個々は事事に相応するものです。この中の一位事に何かの変化が生ずれば、それは必ず余他の事事に影響を及ぼすに決まっています。人間の集団はそれほどに緊密な連関の上に立っている」と説き、すべての物事は「重々無尽」に繋がっていることを説かれました。重々無尽とは、「一の中に十があり、十の中に一がある」ように、この世の全ての物事は互いに無限に関係し合っているということです。御進講では、このようなお話を天皇皇后両陛下にされました。

我々は、そのような世界の実相に気づかないまま個々別々に生きていると思っていますが、実はそういう重々無尽に繋がった世界、つまり事事無礙法界に生きています。大拙先生は、このような仏教の話をなさいました。戦争が終わった翌年4月のことですから、これから私たちがどう生きるのかということに示唆を与える話であっただろうと思います。

今日、欧州でも或いは中東でも紛争が起こっています。まさに個々別々の「事」に立ってそれぞれの主張をしていますが、目に見えないところでは相互に確実に繋がっています。大海の小さな一つの波が動けば、いかに小さな波も全体に及ぶようなものです。私たちは実はそのように緊密に繋がり合っている重々無尽の関係の世界に生きていることを自覚しなくてはなりません。しかもその世界は、大悲心の発動に外ならないのだと大拙先生はお話になりました。

ある時、大拙先生は机をコンと叩いて音を出し、ある方に「あなたはこの音をどこで聞いているか」と問うと、「全身全霊で聞いています」と応えました。すると大拙先生は「そんなけちくさいものじゃない。世界人類の皆が聞いているからあなたも聞こえるのだ」と言われたというのです。要するに、大拙先生は全部が繋がっていると伸びたかったのです。

今この話をしながら思い出したのですが、作家の向田邦子さんが自分の作品が映画化されたとき、その撮影現場へ出向き、出演の俳優さんにアドバイスされたそうです。私の作品は、貧しくても社会的な地位がなくても、本当に心底から幸せだと思っている人たちの生活を描いたものです。どうぞ、幸せなお顔をしてください、と。そうすると、出演の俳優さんや女優さんたちのお顔は、皆さんの顔が威張った顔、偉そうな顔になっている。このように向田邦子さんは言いていました。幸せな顔をして頂きたいと言っているのに、どう見ても「私こそは」「我こそは」という顔になっている。自分だけは特別である。私は選ばれてこの映画に出演しているエリートであるという顔になっている。恐らく出演料も高いのでしょう。そのために「私が」「我こそは」という気持ちになるのだろう、と。私は、なるほど、そういうこともあるかと思ったことがあります。大拙先生は、戦争が終わって新しい日本を創るには、ただ今言ったような問題を皆が共に考えていくことの大切さを、

御進講で話されたのではないかと思います。

本日ここにお集まりの方々は、皆さん教諭師という大変に重要なお役目をなさっていらっしゃいますのでこのような問題を考えさせていただきました。私自身は教諭の経験は有りませんが、「宗教の人間教済」という問題に真正面から関わらせて頂いており、皆様の教諭のお役目はとても大事だと思っております。そして教諭について考えております。仏教経典に依りますと、教諭について種々説かれています。たとえば『無量寿経』には「父母の教誡」「慈心の教誡」「仏語の教誡」など何度も教誡の語が出てきます。特に「慈心に教誡し、それをして善を生ぜしむ」や「仏語の教誡、甚だ深く甚だ善し。智慧明らかに、八方・上下・古今未今のことを見わして、究め暢べたまわざることなし」など、教誡の在り方が説示されています。仏語による教誡は実に教誡の究極であることが示されています。では、この教誡は実際にどのように行われるのでしょうか。そこで、最初に頭に浮かんだのは、日本文化・日本仏教の始まりの時代に大きな役割を果たされた聖徳太子です。また、聖徳太子は宗教の教誡においても非常に貴重な示唆を与えていただきました。聖徳太子は、教誡の実際に関して一つの典型を提示されたと思います。聖徳太子に関して、今日歴史家の間でいろいろな見解があることは重々承知しておりますが、それはそれとして、ご存知の『十七条憲法』には教誡の在り方が端的に示されているように思います。私は『十七条憲法』を年に数回拝読するのですが、この度は教誡師研修大会という貴重な機会をお与えいただきましたので、改めて宗教教誡を念頭に読み、仏教思想に基づく教誡の一典型が示されていることに気付きました。

聖徳太子の『十七条憲法』から宗教教誡について学ぶには、次の三点が特に重要だと思います。

第一に、人間は誰でもが生れながらに煩悩という悪徳を具えていることを認めているという点です。人間が本質的実存的に煩悩悪業という悪徳を具えているということは、その点で皆が等しく平等であるということです。

第二に、人間は教育によって変化し向上することを認めていることが重要です。聖徳太子には「能く教うるときは従う」（第二条）という信念があります。人間は誰もが教育・教誡によって向上するものだから、教えることが是非とも必要であるというのです。『十七条憲法』第二条の「人、はなはだ悪しきもの鮮し。能く教うるときは従う」とは、仏教の悪有仏性の思想に基づいていると思いますが、これは聖徳太子の強い信念です。この確信がなければ、そもそも宗教教誡が成立しないでしょう。

第三に、『十七条憲法』を貫く信念は、教え諭すことによって人は必ず変化し向上することを認めると共に、人間は究極的には自分自身を超えた絶対的な聖なるものに帰依の心があるということです。教誡の拠り所は人の帰依の心であり、教誡の最終目的もまた帰依です。『十七条憲法』の第二条に「篤く三宝を敬え。三宝とは仏法僧なり」とあるのはこのことを示しています。聖徳太子は、教誡によって人は向上変化して「善を行う」ようになる。即ち「行善」の根本は帰依であると示しています。『十七条憲法』には「篤く三宝を敬え」と記されたのみで理由などは示されていませんが、聖徳太子の『三経義疏』（『勝鬘経義疏』）には、「行善の源は本より帰依にあり」と明確に説かれています。人間は誰しも悪徳を有

するが、「行善」即ち「善を行ずる」ようになるのは聖なるものに対する「帰依」によるというのです。このように教説の要点が、すでに千年以上も前に聖徳太子によって示されていることに感銘を受けました。

この二点について更に詳しく具体的に申し上げたいと思います。

最初に、第一の点に関しては『十七条憲法』の第一条に「人、皆党あり」とあります。「党」とは「たぐい」することです。人は何かをしようとすると徒党を組み、同盟を結びます。そうすると必ず他者を排除して対立するようになります。他者を排除すればそこに抗争、争いが起こります。このことを聖徳太子は『十七条憲法』第一条に、「人、皆党あり」という人間の具える悪徳を指摘しました。昨今の報道を見ていると世界中で、「人、皆党あり」の悪徳による争い事が見受けられます。

そこで『十七条憲法』の冒頭には「和らぐを以て貴しと為す」と、人間の理想、あるべき姿を示されています。『日本書紀』では、「和」は「わ」ではなく「やわらぐ」と読んでいます。和らぎとは、人が「党すること」なく、互いに穏やかに共存している世界のことです。いつの時代にも戦争が絶えれば、和平とか和議、平和などと対立した二つの「党」の融和を図る「和」を語りますが、本来は対立が起こることのない、対立抗争の起こる前の「やわらぎ」が人間の理想の在り方です。それに背くのが「党あり」などの人間本具の悪徳です。

さらに第六条には、次のように記されています。教説について考える際、大事な問題だと思いますので紹介します。人間は「諂い、詐く者」、「佞る、媚びる者」であるという一文です。この「へつらい」「あざむき」「おもねる」「こびる」のは人間の悪徳です。以前より新聞の社会面をにぎわした「汚度」は、「諂い、詐く者」、「佞る、媚びる者」の仕業です。また、この条には「悪しきことを見ては必ず匡せ」とあります。さらに第十条に「人、皆心あり。心各々執あり」とあります。誰にも人には心がありますが、その人の心には各々の執着があります。この執着心によって、人と人の間、或いは国と国との間でいろいろな怨りや争いが起こり、事件や戦争を誘発します。「人、皆心あり」といわれると、私たちは人に心があるのは当然だと思いますが、実は人それぞれの執着心も、人が先天的に持っている悪徳です。仏教経典の『涅槃経』には「心の師となるとも、心を師とせざれ」と説かれています。自分の心は制御すべきものであり、心のままに行動してはならないという意です。それ故に聖徳太子は、この条に「彼是とすれば我は非す、我是とすれば彼は非す」と記されました。このような是非の対立を生み出す心が、実は様々な問題を惹起します。それ故に『涅槃経』は「心を師とせざれ」と説き示す。現に世界政治においても国内の政治においても「我が是とすれば、すなわち、彼は非とする」ことが現実問題であるのは、日々の報道を通じて実際に見聞きするところです。

さらに第十四条では、次のように記されます。「我既に人を嫉むときは、人もまた我を嫉む。嫉妬の患、その極を知らず」と。人に一たび嫉妬の心が起こると、何処までも嫉妬心が続きます。嫉妬は仏教経典の中でも、これを煩悩として説めています。嫉妬もまた人間の先天的な悪徳と言えます。自分が恨みや妬みの心を持てば、相手も亦た同じようにそれを持ち、対立が延々と続くことになります。そこで嫉妬の患いは極みを知らない、即ち、

これで終わりということはない、と」嫉妬の煩悩もまた現実に様々な災いを惹起します。

第十七条には「凡そ人、私あり」とあります。「私あり」とは、私利私欲をはかることです。私利私欲の心を仏教では「我執、我所執」の煩悩と為しています。聖徳太子は、この私心が必ず他人の恨みを買うことを仏教から学び、そこで現実社会でそれを実感されたのです。しかも、この私心が聖徳太子の理想を掲げた第一章の「和らぐを以って貴し」の精神に反するのです。

今まで述べた種々の悪業は、人間が何人も先天的に具えている無明煩悩です。その前提に立って聖徳太子は、第十条に「我必ず聖に非ず。彼必ず愚に非ず。共に是れ凡夫のみ」と明かされました。この条文は非常に重要です。私は、諸先輩方がこの条文をどのように読まれたか調べてみました。すると、この箇所を『我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず』と読み替えている事例があります。しかし『十七条憲法』の原文は、「我必ず聖に非ず。彼必ず愚に非ず。共に是れ凡夫のみ」です。それを「必ずしも」と読むか、「必ず」と読むかで、人間観に根本的な相違が生じます。このことは極めて重要です。聖徳太子が「必ず」と書かれたものを、「必ずしも」と読めば、その精神に反することになりますし、もし「必ずしも」と読めば「共に是れ凡夫のみ」とは言い切れないことになるからです。

ここに「共に是れ凡夫のみ」とあるのは非常に大切です。凡夫とは、仏教では未だ悟りに至らぬ人のことで、真理に目覚めない人を凡夫といいます。『日本書紀』では、この仏教語の凡夫を「タダヒト」と読んでいます。聖者でもなく賢者でもない「タダヒト」が凡夫です。聖徳太子の『十七条憲法』において、人に対して「君」「臣」「民」のそれぞれの分限を説き明かしていますが、ここではそれぞれの分分を越えて地上の全ての人々を、等しく平等に「タダヒト」「凡夫」と為しているのです。『十七条憲法』は「君」「臣」「民」という社会的な分限を説きながら、人は共に皆が等しく「凡夫」であると認めています。教育・教誨はこの人間の平等性に依らなくては成り立ちません。『十七条憲法』は、一般に「君・臣」の道を説くものと理解されていますが、ここでは政治的な君・臣の立場を超えて、宗教的に無明煩悩を具有するのが人間であることを鮮明に謳っています。それにより、宗教が深く基底を成す思想が生きていることを知るのです。

因みに、この聖徳太子の人間観、或いは凡夫観を受け継いだのが、鎌倉時代の親鸞聖人だと思います。親鸞聖人の『一念多念文意』には、「凡夫というは、無明煩悩われらがみにみちて、欲もおおく、いかり、はらだち、そねみ、ねたむこころおおく、ひまなくして臨終の一念に至るまでとどまらず、きえず、たえず、とあります。親鸞聖人のこの文章には、先に述べた聖徳太子が『十七条憲法』において指摘された悪徳煩悩がすべて列挙され、人間における凡夫性の自覚が強く求められています。

聖徳太子のこの人間観は、後世まで大きな影響を与えた極めて重要な思想です。では、人間が本来的に備える悪徳を如何にして克服するのか。このことがより重要になります。この点について聖徳太子は、『十七条憲法』第二条に「人尤だ悪しきもの鮮し、能く教えれば之に従う」と明確に述べています。人の悪徳を認めながらも、それに対する教育・教誨の力、効力を強調したのです。第六条には、「悪しきを懲らし善を勧める」、「善を匿すことなかれ、悪しきを見ては必ず匡せ」と明確に示されており、第七条には「世に生まれながら

ら知ること少なし。処（よ）く念ひて聖となる」とあります。これらは何れも教育・教諭の力を認め、その効力を強調するものです。人は生まれながらに知ることはなく、教えられてよく学んで物事を知るのです。このことを仏教では、悪徳の煩悩を具足する者も「悉く仏性を有する」と認めています。だから遂には必ず善に目覚めるのです。聖徳太子にはこのような宗教的な信念があるように思います。

本日お集まりの皆様に、教諭師の皆様の教諭という大切なお役目について、既に聖徳太子の『十七条憲法』に明記されていることをお話しました。仏教経典に、『仏語の教諭、極だ深く極だ美し』とありますが、聖徳太子の「能く教えれば之に従う」とは、皆様方の教諭のお役目の社会的意義を明快に示したものだと思います。教諭の「諭」の字は、どの漢和辞典にも載っていると思いますが、私が調べた中で適切な説明だと思って納得し、膝を打ったのは、小川環樹先生の『新字源』という角川書店の漢和辞典です。小川先生は、「諭」の字は「おしえる」という意味であるが、この字の「俞」は「なかだちする」の意を含んでいると書かれています。特に、「わからないことを仲立ちして教える」のが「諭」の字の意味であると注意解釈が示されています。小川環樹先生は、長兄が貝塚茂樹、次兄が湯川秀樹、小川先生は三男です。三兄弟の一番下の漢学者の小川先生が編纂されたのが『新字源』という辞書です。私は今回こうして教諭師の方にお話をさせていただく機会を得て、様々に学ぶことができました。改めて教諭師の方々に対して敬意を払い、更にそのお仕事を社会全体に知って頂くことが必要ではないかという思いを強くしました。

ここまで聖徳太子の『十七条憲法』から教諭について学んできましたが、最後に「帰依」について述べたいと思います。先ほどから「能く教えれば之に従う」と、「教える」ことの有効性についてお話しましたが、教諭の「はたらき」の根拠は何かと言えば、それは人間に具わっている帰依の心です。第二条には「篤く三宝に敬（よ）りまつらずば、何を以てか枉（まが）れるを直さむ」とあります。この「枉」という字は木偏に王を書いて「まがる」と読みます。なぜ木偏なのか。木は双葉から成長し真直ぐに伸びますが、やがて大きくなるに従って曲がってきます。生まれて間もない子どもは純粋ですが、成長するに従って人は邪な考えに染まり、枉った心を持つようになる。それを表すのが「枉」です。『十七条憲法』には三宝に帰依しなくては「枉れる」を直すことができないと書かれています。成長するに従って「枉る」とは、具体的に言えば、先の「党する心」「私心」「軟弱心」「嫉妬心」などですが、それらが「能く教えると従う」ようになるのは、「帰依」の心があるからである。第二条に、「何の世、何の人か、この法を貴ばざる」とあります。どの世界であろうが、どんな人であろうが、この法（のり）を貴ばないことがあろうか、と。人は帰依の心を有しています。仏法の「法」も、遵法の「法」も、また先ほど行われた式典の「式」も「典」も、すべて訓は「のり」です。それぞれ音は異なっても訓はすべて「のり」です。「のり」とは、まさに人間が人間として不断に行うべき道を言います。インドの人々は「ダルマ」（法）と言い、わが国ではそれぞれ漢字は違っても人として踏み行うべき道を意味するのが「のり」です。最初に申しましたように現代社会の混迷は一言でいえば、まさしく「人間とは何か」ということが見失われた、要は「のり」が見失われたということです。逆にいえば「のり」に目覚めて、「のり」を根拠に生きるということが大切です。その

ことを聖徳太子は、「それ三宝に帰せずんば、何を以てか枉れるを直さん」と言われました。教諭の拠り所は人間の帰依の心であり、また教育の目標も帰依にあると言ってよいのではないかと思います。『十七条憲法』の第二条に「篤く三宝を敬え。三宝とは仏法僧なり」とあるのは「帰依」の勧めですが、この帰依なくして「枉れるを直す」ことはできません。

『十七条憲法』には記されていませんが、同じ聖徳太子の『三経義疏』(『勝鬘経義疏』)に「行善の義は本と帰依にあり。今広く方行の道を明かさんと欲す。故に帰依を以て首とするなり」とあります。ここでは、帰依があらゆる「行善」「善を行う」ことの根本であると説いています。帰依があって初めて「行善」が可能になると聖徳太子は気付かれたのです。聖徳太子が「篤く教えれば之に従う」というのは、「行善」すなわち「善を行う」ことを教えることです。聖徳太子が言われる「篤く三宝を敬え」の「三宝」について、『勝鬘経義疏』に「法と僧とに帰依せば、この二の帰依は二の帰依には非ず、これ如来に帰依するなり」と説かれています。『篤く三宝を敬え。三宝とは仏法僧なり』とある三宝に帰依するというのは、即ち「これ如来に帰依するなり」ということです。聖徳太子が「行善の義は本と帰依にあり」と説かれているのはとても重要なことです。

聖徳太子は『十七条憲法』において、第一に人間は究極的に悪徳を具えていることを明かされます。その意味で、人間は誰もが平等であり、「共に凡夫である」との認識が示されます。第二にそのような人間も「教えれば必ず従う」ことを述べ、教諭によって人間は変化し向上するものであることを明らかにされました。そして第三にそのような教諭・教育が方を発揮するのは、人間には人間を超えた聖なるものに対する帰依の念を有するからです。篤く教えることによって「帰依」の念を喚起するのです。その帰依心によって「善を行う」ようになります。このように『十七条憲法』は、まさに宗教教育の一つの典型を示していることが判然とします。

本日は聖徳太子の『十七条憲法』を拠り所に考えてみましたが、釈尊の仏教伝道の最初も同様であったと思います。皆様もご存じかと思いますが、釈尊が教団のお弟子さんたちに対して伝道を宣言された言葉が伝わっています。それは「多くの人々の利益のため、多くの人々の安楽のため、世間に対する憐愍のために、教えなさい」という内容でした。親鸞聖人の『正信偈』に「憐愍善悪凡夫人」とあります。善悪の凡夫を憐愍するということです。この憐愍はインドの言葉では「アヌカンパー」です。漢語に翻訳した時に「憐愍」「傷れむ」と訳されましたが、苦しみ、悩む人々に対する同情の気持ちが「アヌカンパー」です。『アヌ』は「共に」の意で、「カンパー」は「心が震える」という意味です。仏教の伝道は、誰もが共に心が震える、心を一つにするところから始まりました。本日の聖徳太子の話も、人は誰も教えれば必ず従うという信念に基づいています。そして最初にお話した大拙先生の「事事無礙法界」「重々無尽」の話も、すべての人は誰もが繋がっていることに目覚めることの大事さを言っているのだと思います。

本日は、聖徳太子の『十七条憲法』や釈尊の伝道宣言についてお話しました。皆様は教諭師という貴いお仕事をなさっておられますが、私たちも共に兄弟い、釈尊が言われたように全ての人々に対する憐愍の気持ちをもって、共に凡夫の自覚を以て生きていくことが大事なのではないかと思いました。教諭師の皆様、本日申し上げたことは口幅たく、恐縮に存

じますが、この度このような機会をお与えいただき、聖徳太子の『十七条憲法』を通して教育について感じたことの一端をお話させていただきました。言葉が足りず、ご無礼の段は、どうぞご寛恕いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

司会（河合教諭）

ありがとうございました。木村先生にご退場していただく前、今一度丁寧な拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。

パネルディスカッション

コーディネーター　石川県教誨師会理事　　冨　　祐　彬　氏

パ　ネ　ラ　ー

講　　師　　鈴木大拙館　館長　　木　村　宣　彰　氏

講　　師　　金沢刑務所長　　山　縣　一　光　氏

講　　師　　湖南学院長　　草　川　　武　氏

全国教誨師連盟　副　理　事　長　　柏　川　法　潤　氏

全国教誨師連盟　理　　事　　菊　池　了　邦　氏

課　題　1　宗教的霊感的自覚の問題

課　題　2　罪悪の目覚めと救いの問題

課　題　3　「共に凡夫」の人間観、帰依の問題

司会（河合教誨師）

お待たせいたしました、ただいまからパネルディスカッションを行います。コーディネーターは石川県教誨師会の冨祐彬教誨師です。よろしくお願いいたします。

冨教誨師（金沢刑務所）

石川県教誨師会の冨です。所属は金沢刑務所、少年施設であります湖南学院の教誨師をさせていただいております。今回、木村先生をお招きして講演をいただいたことでございます。先生のご講演を踏まえて、提起された課題を共有できるように話を進めていきたいと考えております。それで、まず最初に、今日の御挨拶などでも多々触れていただきましたが、皆様方に御案内のように、矯正の研修大会でも取り上げられましたように、刑法が改正され、刑事収容施設法が改正されました。

これにはいろんな社会状況、取り組むべき課題があって改正されておるわけであります。そして、その現場で被収容者に出会う私たち教誨師は、それに伴って、どういうことをより深く考えていけば良いのか、これが今回、研修会を開かせていただいた大きなテーマの一つでもあろうかと思います。そこで、最初に、金沢刑務所並山縣さん、今申し上げました課題について、まず現場である金沢刑務所の取り組みみたいなことがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

山縣所長（金沢刑務所）

座ったままで失礼します。金沢刑務所の山縣です。よろしくお願いします。今、拘禁刑が変わったということで、そもそも何が変わったかというところや、その取組について、簡単にお話ができればいいかなと思っています。現在は、刑法で、「懲役刑は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」ということが定められています。懲役刑を課されると、本質的要素として作業をしましょうとなっていたのが、今回の改正に伴って、改善更生を図るために作業プラス必要な指導もしてください、今実施している改善指導と教科指導っていうのも、受刑者の特性に応じてそれぞれしっかりやりましょうという形に変わりました。先ほどの矯正局長の挨拶にもありましたが、拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築というところで、今、現場で何が変わってきているかというと、何のために作業をさせているのかという部分で、受刑者自身が自主的かつその作業に積極的に取り組むように、理解とか関心をしっかり持たせようというところで、働きかけ等が変わってきています。

加えて、作業の区分けを行っています。現在実施している作業を、自主性の度合い、責任の程度などで三段階に区分けしています。

受刑者個々にあなたはなぜ作業をやるのかという動機づけ、作業の自主性の度合いとか、集団の中でのその自分の役割とかを踏まえた上で、目標を考えさせて作業に取り組みましょうっていうのを、この6月末までに、受刑者と面接して進めてきていたという点が、大きな変化の一つなのかと思います。

それから、個々の受刑者に対してきめ細かい処遇をしましょうということになりましたので、矯正処遇課程といいますか、いわゆるジャンル分けです。それを２４課程に分けま

した。

新しく加えられたのが、開放的施設での処遇が見込まれる人、刑の短い人の処遇、依存症に特化した処遇や、高齢で自立生活を営むことが困難な人、知的とか発達障害を持っている人、精神上の疾患がある人などで、細かく分けて処遇を進めていきましょうということが、特徴として挙げられます。

そして、一番現場で刑務官が感じているのは、一般改善指導の中に「対話」って言う指導類型が加わったことかと思われます。対話により、受刑者が自身のことを語ることで自己理解を深めたり、課題克服のため援助が得られることを実感させるというのがあります。受刑者個々に着目した指導がそれだけ推進されてきていると感じています。

富教誨師（金沢刑務所）

ありがとうございます。先ほど、ちょっと挨拶でもありましたが、少年法が改正されて１０年ほどであります。少年の凶悪犯非というのは、非相を表しているのかなと思いますが、湖南学院の早川院長に当院について御意見をいただきたいと思います。

早川院長（湖南学院）

湖南学院の早川と申します。当院はですね、実は教誨師会をオリジナルで持っていなくて、金沢刑務所で教誨師をされている方を、当院まで来ていただいて、教誨活動をしていただいております。ちょっと特殊な形になっておりますが、金沢刑務所さんとは教誨師会を通じてですね、もう一緒にやっているという状況になっております。今、刑事施設で拘禁刑が開始されたとお話がありましたけれども、矯正局長からの祝辞にもありましたように、少年院でも１０年ほど前に大きく少年院法というのが変わって、権利義務関係をもう少しきちんとしましょうとなりました。これは刑事施設の考えをかなりベースに取り入れていると思います。

それと、その後ですね、少年法が３年ほど前に変わって、「特定少年」というのができました。これは、成人年齢が１８歳に引き下げられたことに伴って改正されたものです。少年院は、原則として未成年を教育する施設となっておりますので、本来であれば１８歳未満に引き下げられることになりますが、１８歳、１９歳の子も「特定少年」として、これまでと同様に少年院の方でも処遇できることになりました。先ほどの拘禁刑のこともありますし、少年院法の改正もありますけども、双方がある意味で近づいてきている印象を受けております。人事交流もですね、今うちの庶上主は刑事施設から来てくれている人がやっておりますし、逆に昨年度まで窓の副主任をしていた人が刑務所に異動して、今、教育の仕事をしています。これからも、どんどん人事交流は進んで行くんじゃないかなと思いますので、金沢刑務所さんとは今後とも二人三脚で、教誨活動と同様にやっていきたいと考えております。以上です。

首藤教誨師（金沢刑務所）

はい、ありがとうございました。今、おっしゃる方が、現場の声と言いますか、私たちが接する現場でありますので、そういう考えを持って施設が運営されているので、じゃあ教誨師は被収容者にどのような姿勢を持つかということであります。今、お二方からお話をいただきましたが、今日は、先ほど開き忘したら、法務省矯正局の成人矯正課長を歴任されて、今般、名古屋刑務所長に御就任された森田所長が御出席でありますので、この法改正がなされる、その一つの狙いと言いますかね。私たちは、「懲役」っていう、なんか恥ずかしいことから、「拘禁」って言う、捕まえとくってこう、なんか、こんな響きも、感ずることもあるんですけども、その辺、森田所長さん、ちょっと伺えたければと思うんですが。

森田所長（名古屋刑務所）

はい、ありがとうございます。ご指名いただきましたので、説明させていただければと思います。現在、名古屋刑務所長の立場でございますので、このような場所で拘禁刑に係る法改正の趣旨を申し上げる立場ではありませんが、たまたま成人矯正課長を昨年までやらせていただいて、拘禁刑の創設に関わらせていただいたという関係で、簡単に説明させていただければと思っております。拘禁刑の趣旨につきましては、端的に言うと先ほど矯正局長の挨拶にもありました内容に尽きるところでございます。これまでの刑の在り方が大きく変わるという中で、受刑者の再犯防止に向けて、個々の受刑者の特性を踏まえつつ、改善更生に必要な矯正処遇を実施しようという内容になっているのかなと思っております。

具体的には、先ほど山縣所長の方から、作業の在り方とか、あと改善指導につきましては、「対話」といったものを取り入れたいというようなことで準備をされているところでございますけれども、まさに個々の受刑者の問題性に応じて着目して、それをどうやって改善していくかというところに尽きるのかなと思っております。これまでも刑務官が中心となり、教育専門官を始めとする各種専門スタッフが矯正処遇に関わってきたというところがありますけれども、個々の受刑者の特性に応じたいろいろな働きかけを必要としているということになりますと、より多くの専門知識を持った人たちが多職種で連携をして、彼らの改善更生に協力をしていくということが大切になってくるのかなというふうに思っております。

多職種連携によるチーム処遇を実施していきましょうというのもありますし、刑事施設の中だけではなくて、広く外部の方々の力をお借りしながらやっていくということが大切になってくる中で、教誨師の皆様のように宗教的な働きかけの中で、多くの被収容者の魂の救済に当たっている方々のご知見というものを、受刑者の改善更生に活かしていただければ、非常にありがたいかなと思っております。それと、もう一つ、今回の法改正で大きく変わったところで、一昨年前から被害者等の心情等の聴取・伝達制度というものが始まっております。これは、被害に遭われた方々が今どういうふうに思っているのか、加害者に対してどうしてほしいのかといったことを矯正施設の職員にお話しいただいて、お話を伺った矯正施設の職員が加害者である受刑者等に伝えるという制度なのですが、現在、課題となっているのは、被害者の方々の心情をどうやって加害者である受刑者の改善更生に

活用していくかということになります。

再犯防止の取り組みとして、職業訓練の中で色々な職業的スキルを身につけさせたりとか、教科指導や改善指導の中で、社会生活に必要なことを学ばせていくということもありますが、それだけでは足りないのかなと思っております。やはり、何より大切なのは、罪を犯して刑事施設に入っておりますので、罪と向き合うこと、そういったことが大切になってくるんだと思います。罪に向き合い反省することがあってこその改善更生になります。まさに、教誨師の皆様のご活動で、きちんと罪に向き合わせる。そういった指導をしていただくということが、今後の受刑者処遇の中では大切になってくるからと思っているところでございます。

また、拘禁刑の話に戻りますと、ご紹介ありましたように、矯正処遇課程ということで、新たに２４の課程を設けさせていただいたというところでございます。これまでは、犯罪傾向が進んでいる、進んでないというところで、保安面を重視した一元的な集団編成でした。今後、拘禁刑下では、受刑者が抱えている様々な改善更生のためのニーズに応じた矯正処遇課程を設け、その中で様々な矯正処遇を実施していこうということでございますので、例えば高齢者であれば、福祉の課題というものがありますし、若い人たちであれば、その可塑性に着目して、色々と勉強させたいというのもあるかと思います。そういった者が社会復帰に必要な知識技能を身につけさせるために、矯正処遇課程というものを設けさせていただいて、まさに個々の特性に応じた矯正処遇というものをやりやすくしようという内容のところでございます。

そういった中で、教誨師の方々に、これからも矯正処遇に関わっていただく場面というのは、非常に大きくなってくるんじゃないのかなと考えているところでございます。

冨教誨師（金沢刑務所）

はい、ありがとうございました。突然、ご意見を求めまして、すみませんでした。今、皆さんお聞きのように、再犯を止める。そして、より良い社会人として社会の一員を送り出す、個々の特性に応じてというお話がありましたが、個性がみんなあるわけですから、その個性を宗教的な感性をもって、被収容者の改善更生の一翼を担って参りたいと思います。そこで今、この法改正に伴ってですね、改めて教誨師がどう活躍していけばいいのか、どのようにその職務を果たしていくか、こんなことについて、今日は全国教誨師連盟の副理事長柏川様にお御参加いただき致しましたので、全連としてこういう取り組みにどのように応えていくかといいますが、全国の教誨師の皆さんにどのような伝達をしていけるか、何かそういう取り組みがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

柏川教誨師（全国教誨師連盟副理事長・旭川刑務所）

全連の柏川です。今、全連としての対応をどう考えているかという問いですが、全連としては具体的にこうという形はありません。ただ、全連としての願いといいますか、この法改正、拘禁刑下に対して教誨師がどこまで関わっていくか、それを模索しているかと思います。それは、矯正局の方々と話しましたが、矯正局としても新しいスタートを切った

けれども、今よりもより歩きの段階なんだ。ある意味で、教誨師の私たちは専門家という立場がある。その専門的知識を期待することがあるかもしれない。その時には、「お願いします」と施設側でいえる関係があれば安心するだろうし、その時に支援することを受けて答えられるように、教誨師側としても、施設に対してできる限り協力はさせてもらうというところをおし、職員の方々が気軽に教誨師の方にそのように声をかけていけるような関係をまず構築することが大切かなと思います。先ほど篠崎のお言葉にもありましたが、今回の矯正施設の名称形式という処遇形式になりますと、本当に、職員の方にとっても、実に業務作業のかかることかと思います。職員の方にとっても、大変な重責の場に差しかかっているというものを感じます。その時、この職員の方々に教誨師としてなしでも支援支援していただければなと思う次第です。以上です。

篠教誨師（金沢刑務所）

ありがとうございました。時代はどんどん変わっていくのでありますので、時代を生きる者の責任としてですね、時々の課題にしっかり応えていくというようなことも思います。それでは、木村先生を交えての考究といいますか、講義を進めたいと思っています。先生には、本当に講義に続いて、お疲れのところ、参加いただきましてありがとうございます。一つは鈴木大拙という方が、特に戦中戦後、日本の大きな社会的転換と言ってもいいし、人間の生き方の変化と言ってもいいんですけれども、そんな時代に御信仰をされたという、このエピソードについて、まずお話をいただきました。陛下の存在というのは、皆様それぞれ受け止めがあっていいかなと思います。

ただ、先ほどお聞きしましたが、昭和２１年の４月２３日という、本当に戦争が終わって半年ぐらいの時にですね、新しい日本が歩み始めようとしていた時、陛下がどうして大拙様をお招きになったのか、日本の宗教の魂みたいなことで大拙先生が呼ばれたというそのエピソードですね、とても感銘深いものがありました。そこで先生、鈴木大拙先生が御信仰された日時を、公の場で初に、言ってみれば、プライベートとこう言ってもいいんですけども、神も捨てて、と言いますかね、人間としてお話をされた。何かそういうその言葉の端々にですね、時代を伺うと同時に、宗教者の凄さというものも感ずるんですけど、先生、その辺のご感想を改めてどうでしょうか。

木村宣彰先生

鈴木大拙先生の御進講をお聞きになった天皇皇后両陛下がどのようなご感想をお持ちになったのか伺いたいと思いますが、それはどこにも書いてありません。戦争が終わってまだ一年も経っていませんので、駐留軍がいました。日本は言わば占領状態だったのではないかと思います。ですから、どうして鈴木大拙先生が御進講に選ばれたのか、大変興味あるところです。どなたからお聞きしたのか忘れましたが、戦争までずっと天皇は現人神であったわけですから、駐留軍の、要するにマッカーサー側からはキリスト教の信仰に関する講義を受けてもらいたいという要請があったのですが、それももちろんよいが、やはりまず、仏教、日本の仏教を学びたいということだったそうです。

今まで、いわば国家神道というか、その中で生きてこられて、まさしく現人神のような方です。だから２１年１月に、人間宣言をなさったのですよね。「私は神ではない」と。その後、やはり改めて人間とはどういうものかを根本的に考えたいというお気持ちがおありになったのだろうと思います。その背景について公に書かれたものは何もないかよくわからないのですが。昭和天皇の皇太子であった、今の上皇様の家庭教師を務めておられたのはブライスという方で、イギリス人でした。その方が大拙先生を大変尊敬なさっていて、あるいはその方が推薦したのではないかなどと言われております。

ブライスさんは、戦争中わざわざ金沢へ来て大拙先生に保証人を依頼するなど、日本に帰化したいという希望を持っていらしたのですが、時代的に難しく、思い通りになりませんでした。しかし、戦後も昭和天皇の皇太子様の家庭教師をされていました。大拙先生がブライスさんに、「あなたは一体、皇太子様にどういう教育をしているのか」と尋ねられたら、ブライスさんはいろいろやっています、と。

ある時、ブライスさんが人々の真ん中でハンカチを落とした。皇太子様を含めてどのような方々がその場にいらしたかはわかりませんが、ブライスさんは「そのハンカチを誰が拾うか」と皆に尋ねた。皇太子様に聞いたら、「それは一番近い人が拾ったらいいです」とお答えになった。するとブライスさんは、「いや、そうじゃない。君が拾うのだよと私は言っております」と言ったそうです。ブライスさんがそのように大拙先生にお答えしたら、「うん、それはいい」という会話をなさったというようなことをお聞きしたことがあります。

ブライスという方は日本文学を研究なさっていて、奥様は日本人だったのですが、とりわけ大拙先生を尊敬しておられて、著作の献辞は、全てD. T. Suzukiとされています。そんな方が、昭和天皇の皇太子様の家庭教師をされていたものですから、あるいはやはり一度、大拙先生の話を聞いて欲しいというような声が上がり、戦争終わってまだ一年も経っていませんが、昭和天皇皇后さまに対する御進講を大拙先生にお願いすることになったのではないかと。おそらく、御進講は１日なのに、翌日もまた午後からわざわざお呼びになったということは、やはり昭和天皇としても、新しい時代の生き方というか、あるいは日本の進むべき道において、非常にご関心がおありになったのだろうと思います。

霊性的自覚をもとにした新しい国家を作っていくということを、どこかに書いていらっしゃいます。今まで、自分がこの内から起こってくるものを掴むとか、体験するとか考えるというよりも、所有するものえられたものの中で生きてきたのだから、初めて自分の内から起こってくる宗教的な感情、動機をきちんとつかんで、物事を考えていく、そういう新しい見本を想定しておられたのではないかと。だから、そういうお話も、戦前戦中を生きてこられた天皇皇后両陛下にすれば、大いに耳を傾けてお聞きになりたい内容を含んでいたのではないかと思います。細かなこと、どういうご質問があったかなどはどこにも書いてありませんのでよくわかりませんが、最初に大拙先生のお話を聞かれたというのは、うれしいことだったと思っております。

それから、このご当地金沢からですが、大拙先生は東洋の考え方、禅あるいは仏教の考え方を西欧の人にも知ってもらう取り組みをされてきたようです。それは、８４年前、ボ

ストンバッグ一つ持って、８０歳からニューヨークのコロンビア大学を中心にハーバード大学などで講義を継続されたことでおかりします。やはり、西欧の考え方、二元論等やつに分ける考え方が良くないという思いをお持ちで、自分は日本人だが世界人としての日本人だ、と。世界中の人たちが、世界人としてのロシア人、世界人としてのアメリカ人、世界人としてのイスラエル人というふうになっていけば、おそらくもう少し世界は、平和な社会ができるかもしれません。大拙先生は、そういうことを伝えたいお気持ちがあったのだろうと思いますね。

富教誨師（金沢刑務所）

仏教という仏陀の教えの根底に、平等思想って言いますかね、全てのものが、肩書きで生きとるんでなしに、命の尊さによって、それぞれの役割を果たしている。その命の尊さという原点を、皆忘れて自他分別をして対立をし、今日の先生の講義にもありましたが、その聖徳太子が仏教におうてみたら、人はみんな能覚を抱んで争い事をしとるなということを一番最初にこのお書きに流れたという、だからその仏教の精神みたいなものを、この今から８０年前の日本の争い事が一つ決着をつけた、そういう時代において。片や、陛下という方、そして仏教思想ということによって、日本や世界というもののありようを進めていきたいと願われた鈴木大拙先生とのご講義といいますかね、そんなものが実現したという大事な場面だったなと、そういうふうに感じますね。

木村宣彰先生

そうだと思います。大拙先生がニューヨークのコロンビア大学を中心に欧米の大学で講義をされていた、今から７０年前、ヒラリーというイギリスの探検隊がエベレストに登頂しました。その年はちょうど、これは先年亡くなったエリザベス女王の戴冠式の年でしたが、それに合わせておそらく準備をしていたのだろうと思います。また各国にも報道があり、ヒラリー隊長は「我々は世界一高い山を征服した」とコメントしています。それに対して大拙先生は憤慨され、征服するなどという考え方はない、まして、大地や神を崇めて高い山に登り、自国の旗を立てて征服したなどと何たることだ、という激昂の感想を述べられたと聞いています。

ヒラリーと一緒に登ったのはテンジンというシェルパです。この方は仏教徒です。ネパールはチベット仏教徒が多いのです。彼は、その山頂に１５分ぐらい滞在しました。ヒラリーと一緒に移動してきたのですが、彼は自分がもし事故に遭った時の最後の食料、命綱として、チョコレートだとかいろいろ持っていたのですが、それを山頂にお供えして、山に帰依というか、帰命というか、礼拝をしてそっと降りてきたということです。

ヒラリーが山を征服したと降りてきたのと随分違うのではないかということを大拙先生は仰って、我々日本、あるいは東洋、あるいは仏教徒として、世界に対してもっともっと何かなさていかねばならない、あるいは貢献すべきものがあるのではないかという思いが、大拙先生の中で非常に強くなりました。だからイギリスの探検隊がエベレストを征服したという電報がエリザベス女王の戴冠式の日に届いたというニュースを聞いた時に、大拙先

生は「あれは征服なんて言っちゃダメだ」という感想を述べられたと聞いています。やはりそういうことを伝えたい、伝えねばならない。あるいは仲介しなきゃならないというようなお気持ちがあったのではないかと思います。

高橋講師（金沢刑務所）

はい、今のエピソードもなるほどな。まあ、我々教誨師っていうのは、宗教者それぞれが被く教えに基づいて、人間の生き方を伝える。被収容者、つまり社会からペナルティーを受けた。そして、ある意味、塀の中って言いますが、社会とは隔絶された環境の中で、自己をもう一度見つけようとしている人たちに、さあ、私たちはヒラリーなのか、テンジンなのかと。大関先生の逸話かというとですね、教誨師というのは、人間ですから、差別の意識を持っているんです。なくならない差別の思いを抱えながら、同じ人として生きる、そういう道みたいなものをですね、是非これは伝えていきたいと思いますね。

先ほど、先生のこの講談の中で、聖徳太子のお話がずっとあってですね、それで十七条憲法のそれぞれの条文も踏まえてお話をいただきましたが、この十七条憲法という一つの平等思想によって、中国から日本の国を治める者として仏教の精神、心持ちを持って治めようとされた。先ほど先生のお話では「人間とは何か」。人間っていうのは罪業存在だと。腹も立つし、寒い時、ああ寒いと言うし、悲しい時はもう泣いて悔しいこともあるしという、喜怒哀楽、そんなことに終始して生きておるものという、これは、人間というものだという、この捉え方ですね。それから、そんな人間が教えに会うと、それに従っていくんだという、教えれば従う、それは従順だという、そういう言い方よりも、新たな生き方を見つけるという、こういうふうに言った方がいいですかね。生き方が見つかるという、人としての生き方ですね。腹の立つ者が喧嘩をしながらも、どうしてこの世をたくすかという生き方が見つかるという。これが教えに従う、教えに会うという。

その教えを仏教でいうと、仏法僧の三宝と、こういうふうに我々は経典から釈尊の教えを聞くわけですけれども、経典には、その節々にですね、改めてこうも書いてあるんです。三宝に会わないものは罪福の谷に落う。罪福信という、こういう表現になっています。いわゆる名利に流され、罪におののき、そして一喜一憂の毒福に翻れる。そんな生き方に終始する、これは仏教用語では生死流転とも言いますけれども流されておること、そのことにも気がつかない。自分の生き方に全く舵取りをしようとしない、これは三宝に会わないものの生き方。こういうふうに経典には書いてあります。

この三宝という表現は、先ほどから申しましたように、それぞれの教えの根幹にあるものかと思いますので、何が法で、何がその人たちで、何がそれを生きるものかという、こういう捉え方は多少ちょっと言葉として違うのかなと思いますけど、おおよそ宗教というのは、私はそんなもんだろうと思います。

そこで繰り返しますが、社会からペナルティーを受けている、この人たちの、更生とか矯正とか、人間性の回復とか、いろんな言葉がありますが、そんなことについて先ほどから人間をどう捉えるかについて、先生のお話があったわけです。これも仏教の表現で、人間を凡夫だという、これは先ほど読ませていただいた十七条憲法を聖徳太子がお書きにな

った十条に出てくる言葉です。ちょっと長いですけど。あの紹介をします。

『十にいはく、"忿"を絶ち"瞋"を棄てて、人の違ふを怒らざれ。人みな心あり、心おのおの執ることあり。かれ是んずればすなはちわれは非んず、われ是みすればすなはちかれは非んず、われかならず聖なるにあらず、かれかならず愚かになるにあらず、ともにこれ凡夫ならくのみ。是く非しきの理、たれかよく定むべき。あひともに賢く愚かなること、鐶の端なきがごとし。ここをもってかれの人瞋るといへども、還りてわが失ちを恐れよ。われ独り得たりといへども、衆に従ひて同じく挙へよ。』

まあ、これがあの、ちょっと片言川できましたが、第十条であります。また機会ありましたら皆さん是非ですね、この聖徳太子の十七条憲法というのをですね、この目を通していただきたいなと。昔の言葉遣いですから、読みにくい、わかりにくいこともありますけども、繰り返しますが、どこにも共通しているのは、仏教の精神ということですね。お金持ちが助かるとか、学問があるとかないとか、日本の歴史で言うと、鎌倉時代に新しい仏教の教えを大衆に広げようとされた道元や、日蓮や親鸞や、あるいは法然や、そういう方々の仏教解放運動って言いますかね。そんな８００年前の時代でもあるように思うんです。ところが今、先生のお話が８０年前のお話をいただきましたが、８００年前も８０年前も現在、実はあんまり人間というのは進歩していませんね、あんまり変わりませんわ。多少変わったことを言いますと、電気がつきましたとかね、田植えの機械ができて、腰をかがめて、一本一本、苗を入れなくてもですね、機械がもうここにまって機械を操作すれば田植えもできるという、こんなね、一つの作業がですね、人間の知恵によってずいぶん、変わった変化をした。それはそう思います。

ところが、人間の性分があんまり変わりませんね。むしろ退化したと。純粋さが失われ、驚きがなくなった。感動を恐れない。こんな冷いになりますと、むしろ人間の感性が退化したんじゃないかなと、そう思われます。そんな時代に繰り返します。私たちは何を伝えようとするのか、こんなことが、先ほどから先生のお話がいろんな方々のご助言だと、こんなふうに思っております。ちょっと遅くなりましたが、秋田県で教誨師をしてくださっています全連の理事の菊池先生のお話や、聞きたいこととか、何かあればご発言いただきたい。

菊池教誨師（全国教誨師連盟理事・秋田刑務所）

秋田県教誨師会の菊池です。話の流れが微妙に聞いていた予定と違うので、慌てているのですけれども、やはり教誨っていう場合においては、やはりこう、いかに被収容者が心を落ち着かとるか、そして出た後に、それこそ再犯に向かわないように、少し心持ちを話

すことが大切かなと思っております。

それこそ、今回テーマではこの霊性ということで言うならば、やはり、鈴木大拙先生は、戦後、キリスト教文化が入ってくることに対する東洋的霊性、日本的霊性のなくなっていくこと、それに対して非常に不安を持っておられたように思います。そして、今、冨先生から、人間の感性がだんだん鈍ってきているようなお話でした。ただ、大拙先生が言うのは、2つの世界があると言ったのは、知性と感性の世界、それから霊性的自覚の世界、霊性の世界であると、このようにおっしゃっております。そして、これは1つにして2つ、2つにして1つ、決して不可分のものであるけれども、やはり現代人においては、知性とか、あるいは膨大な情報量によって惑わされている、そういうところがあると思います。その意味において、やはり本来自分たちが持っているところの霊性的自覚、これがなかなか気がつかない現代になっていると。なぜならば、やはり現代人は、賢そうにしながら、いろんな知識があると。それによって、本来持っているもう一つのもの、霊性的自覚がどんどんどんどん薄れているというか、気がつかないことです。それが非常に問題じゃないかと。

我々を含めてですけれども、現代人によってその霊性的自覚をいかにして涵養するかっていうのは非常に難しい問題であり、例えば、禅の方々が教外別伝とおっしゃるのは知識偏重を嫌ってであり、霊性的自覚が感じられなくなるからです。大拙先生は真宗では南無阿弥陀仏の六文字、あるいは親鸞名号、これが霊性に対する通路であるとおっしゃっています。禅の方々が本来の名目とおっしゃるのは、もともと本来持っているところのその霊性的自覚による悟りの世界と申しますか、そういう世界に気付かなくなっている我々、これを一概にはなかなか自覚できません。今、偉そうに言っていますが、私自身もそうなんですけれども、やはりそれをそこで諦めないで、また変な話、人に話すことによって、教誨の席で被収容者たちに話すことによって、また自分の耳に入ってきて、自分に気づかさせていただくという、そういう霊性の世界に、自覚にもっと敏感にならなければいかんのかなと、このように思っている次第です。

冨教海尚（金沢刑務所）

はい、ありがとうございました。

大河宣彰先生

先生、少しよいでしょうか。先ほど私、大拙先生のことをお話しましたが、誤解を受けてはいけないので、補足して申し上げたいことがあります。大拙先生は、日本の考え方や東洋の人が良くて、西洋がダメだと仰っているのではありません。比較するように受け止められると大拙先生はお困りになると思います。大拙先生は、西洋から学ぶべきものはたくさんある、日本や東洋や仏教や禅の人が、その西洋に貢献できるような良い人もたくさんおられる。それをお互いに排除しないで、互いに生かさなきゃだめだということを仰っています。こちらが良くて、あれがダメだというようなことは、仰っていません。先ほど柏川先生が仰ったことや、菊池先生が仰った感性と理性のお話など、要するに我々の中でそ

のことが問題だと言って、その内実をどう考えるかということが非常に大事です。例えば、先生と生徒とか、お医者さんと患者さんとか、その関係は二つに分けられないのです。先生の生徒、生徒の先生というふうに、結ぶような関係が尊いのであって、大拙先生はそういうことを仰っています。だから、西洋の近代科学の考え方が二つに分ける分別、その分別ということもきちんと学びます。

しかし、そればかりやっていると、征服したというような話になってきます。東洋の中には二つに分けないという考え方があります。それを、西洋の人にも分かっていただきたいというのが大拙の姿勢だと私は思います。だから大拙先生は、無分別の分別、要するに一度無分別の立場に立った上で、きちんと二つを分ける。あるいは分別をきちんとこの掴んだ上で、もう一度考える。このお互いの円環的なものの見方、こちらが良くてあれがダメだなどとは太子も仰っていらっしゃらないし、大拙先生も西洋から学ぶべきことはたくさんあると仰っています。それでも、東洋の持つ大事な普遍的な和らぎや対立しない考え方を、やはり西洋の方々にも知ってほしいというのが、大拙先生の心底からの願いであったのではないかと思います。だから繰り返しますが、大拙先生は、あれはダメでこちらがよいというようなことを仰っているのではないということだけ、補足させていただきます。ありがとうございます。

篤教誨師（金沢刑務所）

時間がどんどん迫って、もう大変ですけども、あの会場の皆さんからたくさん意見をいただきたいんですが、ちょっと私の方から先ほどちょっと廊下で出会いましたので、あんたなんか聞きたいことないか言うて呼っとったんで。福井の牧野先生、なんかちょっとあのご質問なりご意見なりいただければ。

牧野教誨師（福井刑務所）

あの、ずっと聞かせていただいて、緊張感だなと感じましたのが、篤先生や教誨師の皆さんは、被収容者、収容者という表現を使われ、職員の方は受刑者とおっしゃる、その立ち位置の違いがやはりあるなということを感じました。同時に、教誨師がやはりどういう立ち位置なのかということを、一つ考えていくところから始めるのではないかなと、お聞かせいただきながら感じたことです。以上であります。

篤教誨師（金沢刑務所）

ありがとうございます。最初、開会式からいろんな方々のご挨拶やお言葉をいろいろいただきました。その中の一つに「対話」という言葉もありました。向かい合って話をするということです。人間は腹黒くて話をしとるわけじゃないんでありまして、本当に裸の人間として繰り返しますが、腹も立つし、欲もあるし、そんな人間がたまたま、これも縁の機会ですから、人をぶん殴ったり、危害をくわえたり、騙したり、あるいは先ほど先生が社会の現象として恐ろしいと言えばいいですか、寂しいと言えばいいですか、誰でもいいから殺してみたかった、という言葉があったという。これはですね、なんか現代人の混迷、

深い迷いみたいなものを凝縮している言葉だなと、そんな風にも思います。そういう先生のご本意の言葉で言うと、もう紆余曲折しながら突き当たってきている。その私がどうして、さあ一緒に来てこうやと声かけていけるか、今はどご指摘をいただきましたけど、教誨師の姿勢といいますかね、姿勢というと、ぴっとるのはどこに立っとるんだと、またこう言われそうですけども、私自身が現にこれと、善導という、千年余り前の中国の方がですね、昨日や今日、それはもう流されっぱなしで迷いっぱなしだけども、そんな昨日や今日の話をするんじゃないと。今だと、今あなたは現にこれ罪悪生死の凡夫だという私を言い当てておられる、そういう今の私というものを忘れないように、いろんな方々に出会ってですね、人の生き方を伝えられればいいなぁと、そんなふうに思うわけです。時間が来てしまいました。与えられた時間を共有させていただきましたので、これからの教誨活動に、今日のひとときが生び活かされるように、お互いに努力したいと、そう思います。皆さん、改めて今日ご登壇いただきました先生を始め皆様に、大きな拍手を一ついただきたいと思います。ありがとうございました。

司会（河合教誨師）

では、これでパネルディスカッションの時間を取りたいと思います。ありがとうございました。発表者の皆様、会場の皆様の終始活発な意見交換をいただき、誠にありがとうございました。以上としまして、パネルディスカッションを終わらせていただきます。

中部矯正管区教誨師連盟総会

次　第

第１　開会のことば

第２　会長あいさつ

第３　全国教誨師連盟副理事長あいさつ

第４　事務局あいさつ

第５　議長選出

第６　全国教誨師連盟報告

第７　中部矯正管区教誨師連盟報告

　　規約等改正

第８　その他

第９　次期開催地発表及び挨拶

第10　閉会のことば

参考資料

① 中部矯正管区教誨師連盟規約

② 中部矯正管区教誨師連盟倫理委員会規則

③ 中部矯正管区教誨師連盟感弔規程

第６　全国教誨師連盟報告

第７　中部矯正管区教誨師連盟報告

１　令和６年度事業報告

（１）監査会（令和５年度会計）

日時：令和６年５月２１日（火）午後１時３０分から同２時３０分まで

場所：名古屋合同庁舎第３号館２階会議室

（２）第１回定例理事会（現・新）

日時：令和６年６月２５日（火）午後２時から同５時まで

場所：東京第一ホテル錦　３階ドルチェ

出席：２５名

議題：令和５年度事業報告及び令和５年度決算報告について

令和６年度事業計画及び令和６年度予算執行計画について

第６７回名古屋矯正管区教誨師研修大会（福井県大会）について

第６８回名古屋矯正管区教誨師研修大会（愛知県大会）について

第６９回名古屋矯正管区教誨師研修大会（石川県大会）について

規約改正について

その他　中央研修会について

次回理事会について

（３）第６８回名古屋矯正管区教誨師研修大会及び名古屋矯正管区教誨師連盟総会（新・旧）

日時：令和６年６月２６日（水）午後１時から同４時３０分まで

令和６年６月２７日（木）午前８時３０分から午後零時まで

場所：東京第一ホテル錦２階プリランテ

出席：役員１７名・全教連２名・管区３名

（研修大会参加者：教誨師８３名・矯正施設関係者１０名・来賓者１０名）

（4）第２回定例理事会

日時：令和６年１０月７Ｅ（月）午後１時から同６時まで

場所：名古屋ガーデンパレス３階錦

出席：役員１５名・管区２名

議題：第６９回名古屋矯正管区教誨師研修大会（石川県大会）等について

その他　新任教誨師研修会打合せ等

（5）第６回新任教誨師研修会

日時：令和６年１０月８Ｅ（火）午前１０時から午後４時まで

場所：名古屋ガーデンパレス３階瑞（分科会については、３階瑞及び３階錦）

参加者：新任教誨師３４名

運営・講師：役員・管区

（6）第３回定例理事会

日時：令和７年２月２５日（火）午後２時から同５時まで

場所：名古屋合同庁舎第３号館７階共用会議室

出席：２０名

議題：令和６年度事業経過及び令和６年度予算執行状況報告について

令和７年度事業計画及び令和７年度予算執行計画について

第６９回名古屋矯正管区教誨師研修大会（石川県大会）について

第６７回名古屋矯正管区教誨師研修大会（福井県大会）第２回設営委員会について

その他　役期役員、理事選出について

ア　役職

令和６年春

（該当者なし）

令和６年秋（１名）

河合　義隆　　岐阜刑務所　　大理教

イ　褒章

令和6年春

（該当者なし）

令和5年秋

（該当者なし）

ウ　法務大臣表彰（4名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
岐阜刑務所	高岡行雄	金光教
岐阜刑務所	松久宗心	臨済宗妙心寺派
名古屋拘置所	二輪和信	浄土宗
宮川医療少年院	羽屋隆文	浄土真宗本願寺派

エ　名古屋矯正管区長表彰（9名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
福井刑務所	武正善治	天理教
福井刑務所	熊谷二昭	真言宗大谷派
福井刑務所	金岡正和	神社本庁
岐阜刑務所	長宗一陽	曹洞宗
岐阜刑務所	竹中純瑞	浄土宗
豊橋刑務支所	白村和彦	神社本庁
三重刑務所	壁田光英	光善寺
三重刑務所	白出明誠	欣念寺
三重刑務所	蜂屋博幸	神教会

オ　全国教海軍連盟総裁表彰（2名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
瀬戸少年院	六川正幸	真宗大谷派
岐阜刑務所	河合義雄	天理教

カ　日本宗教連盟理事長表彰（2名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
名古屋刑務所	荒山　信	真宗大谷派
名古屋刑務所	服部　均	神社本庁

キ　全国教誨師連盟理事長表彰（4名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
三重刑務所	加藤幹夫	日本基督教団
富山刑務所	医香正了	浄土真宗本願寺派
三重刑務所	佐々木淨成	浄土真宗本願寺派
名古屋刑務所	大野浩宗	臨済宗妙心寺派

ク　名古屋矯正管区教誨師連盟会長表彰（4名）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
富山刑務所	糸数寛宏	高野山真言宗
岐阜刑務所	柳瀬徹	日蓮宗
豊橋刑務支所	日渡明善	天理教
吉川医療少年院	地多政哉	日本基督教団

（8）物故者（敬称略）

（所属施設）	（氏名）	（教宗派名）
岐阜刑務所	笹岡達朗	浄土真宗本願寺派

2　令和6年度決算報告

一般会計（普通預金）

収入の部				支出の部		
科目			金額	科目		金額
繰越金			4,233,878	事務運営費		50,181
会費（人員204名）			1,530,000		事務費	2,139
7,500円/人	富山	38名	285,000		郵便料	44,392
	石川	27名	202,500		手数料	3,650
	福井	21名	157,500	事業費		158,224
	岐阜	29名	217,500		研修大会（管区）	130,000
	愛知	62名	465,000		中央研修会参加費	20,000
	三重	27名	202,500		表彰費	8,224
分担金（人員204名）			204,000	拠出金		3,200,000
1,000円/人	富山	38名	38,000		研修大会助成金（全国大会）	205,000
	石川	27名	27,000		積立金（平衡資金）	2,000,000
	福井	21名	21,000		特別基金積立（全国大会）	1,000,000
	岐阜	29名	29,000	旅費（交通費・宿泊費・日当等）		269,200
	愛知	62名	62,000		理事・委嘱委員会	220,480
	三重	27名	27,000		監査会	48,720
研修大会負			150,000	全国関係会議負（役員等）		182,880
	研修大会（管区）分担金		130,000		理事・委嘱委員会	162,720
	中央研修会参加費		20,000		役員会	760
雑収入			94,252	雑費		27,076
	利息収入		2,561		慶弔費	21,384
	その他収入金（会員相互扶助金等）		6,691		その他収入金	6,691
	会議費 会費		85,000	繰越金		2,341,508
合計			6,212,120	合計		6,212,120

平衡資金（普通預金）

収入の部	科　目	金　額	支出の部	科　目	金　額
	繰越金	5,615,847		拠出金	0
	利息	2,624		手数料	0
	積立金	2,000,000		繰越金	7,618,471
合　計		7,618,471	合　計		7,618,471

特別基金（定期預金）：全国教育師大会準備金

収入の部	科　目	金　額	支出の部	科　目	金　額
	繰越金	8,101,266		拠出金	0
	利息	0		手数料	0
	積立金	1,000,000		繰越金	9,101,266
合　計		9,101,266	合　計		9,101,266

管区研修大会（普通預金）

収入の部	科　目	金　額	支出の部	科　目	金　額
	繰越金	1,436,831		[illegible]	972,000
	[illegible]	972,000		[illegible]	690,106
	[illegible]	690,106	支出の部	[illegible]	724,500
	[illegible]	724,500		新任教育師研修会	1,280,125
	利息収入	733		手数料	5,610
	新任研修会参加費等	250,000		繰越金	401,708
合　計		4,074,110	合　計		4,074,110

3　監査報告

監　査　結　果

令和６年度における名古屋補正管区航海通知の書類及び保管等を監査した結果、適正と認めます。

令和７年６月１４日

監　事　佐々木秀成

監　事　高田篤敏

4　令和７年度事業計画及び令和７年度予算執行計画

1　令和７年度事業計画

（1）監査会（令和６年度会計）

日時：令和７年５月１４日（水）午後１時３０分から同2時３０分まで

場所：名古屋合同庁舎第３号館２階会議室

（2）第１回定例理事会

日時：令和７年６月１０日（火）午後２時から同５時まで

場所：ＫＫＲホテル金沢２階いずみの間

議題：令和６年度事業報告、令和６年度決算報告及び監査報告

令和７年度事業計画及び令和７年度予算執行計画

第６８回名古屋矯正管区教誨師研修大会（愛知県大会）

第６９回中部矯正管区教誨師研修大会（石川県大会）

第７０回中部矯正管区教誨師研修大会（岐阜県大会）

規約改正

その他　　中央研修会

次回理事会

（3）第６９回中部矯正管区教誨師研修大会及び中部矯正管区教誨師連盟総会

日時：令和７年６月１１日（水）午後零時４０分から同４時まで

午後４時２５分から同５時２５分まで

場所：KKR ホテル金沢３階鳳凰の間

終了後　第一回評議委員会

（4）第２回定例理事会

日時：令和７年１１月１８日（火）　午後２時から同５時まで

場所：名古屋合同庁舎第３号館１階会議室

議題：第６９・７０・７１回中部矯正管区教誨師研修大会について

次期役員、理事選出（承認）

その他

（５）第３回定例理事会（現・新）

日時：令和８年２月１８日（水）午後２時から５時まで

場所：名古屋合同庁舎第３号館１階第１教室

議題：令和７年度事業経過及び令和７年度予算執行状況報告について

令和８年度事業計画及び令和８年度予算執行計画について

第６９・７０・７１回中部矯正管区教誨師研修大会について

第６８回中部矯正管区教誨師研修大会（愛知県大会）第２回評価委員会について

その他

令和７年度予算執行計画

一般会計（普通預金）

収入の部			支出の部		
科目		金額	科目		金額
繰越金		2,341,508	事務運営費		40,000
会費（人員199名）		1,492,500		事務費	5,000
7,500円/人	富山 32名	240,000		郵便料	30,000
	石川 27名	202,500		手数料	5,000
	福井 21名	157,500	事業費		210,000
	岐阜 30名	225,000		研修大会（各県）分担金	130,000
	愛知 63名	472,500		中央研修会参加費	60,000
	三重 26名	195,000		諸謝費	20,000
分担金（人員199名）		199,000	積立金		1,199,000
1,000円/人	富山 32名	32,000		研修大会（個人）分担金	199,000
	石川 27名	27,000		特別基金預立（全国大会）	1,000,000
	福井 21名	21,000	旅費（交通費・宿泊費・日当等）		660,000
	岐阜 30名	30,000		理事会	500,000
	愛知 63名	63,000		役員会	60,000
	三重 26名	26,000	会議費（会場費・お茶代等）		302,000
研修大会費		190,000		理事会	300,000
	研修大会（各県）分担金	130,000		役員会	2,000
	中央研修会参加費	60,000	雑費		219,000
雑収入		201,500		慶弔費	20,000
	災害見舞金（1人1,000円）	199,000		災害見舞金	199,000
	利息収入	2,500		その他支出金	0
	その他戻入金	0	繰越金		1,904,508
合計		4,424,508	合計		4,424,508

平衡資金（普通預金）

収入の部	科目	金額	支出の部	科目	金額
	繰越金	7,618,471		繰出金	0
	利息	2,250		手数料	0
	雑収入	0		繰越金	7,620,721
合計		7,620,721	合計		7,620,721

特別基金（定期預金）；全国教職員大会準備金

収入の部	科目	金額	支出の部	科目	金額
	繰越金	9,101,295		繰出金	0
	利息	80		手数料	0
	積立金	1,000,000		繰越金	10,101,346
合計		10,101,346	合計		10,101,346

管区研修大会（普通預金）

収入の部	科目	金額	支出の部	科目	金額
	繰越金	401,765		研修会費返還（諸費等相当額へ）	1,180,200
	研修会参加費（会場協賛等相当額）	1,186,200		第68回研修大会助成金（J）	997,727
	第68回研修大会助成金（J）	997,727		第68回研修大会助成金（会）	724,500
	第67回研修大会助成金（会）	724,500		第68回研修大会繰越金（会へ戻入）	0
	第68回研修大会繰越金（会へ戻入）	0		手数料	5,000
	利息収入	10		繰越金	396,776
合計		3,310,203	合計		3,310,203

令和７年度中部矯正管区教誨師連絡会費等詳細表

教誨師会	人員	年会費	管区研修大会分担金	能登災害見舞金	管区研修大会分担金（各県教誨師会）	合計
		7,500	1,000	1,000		
富山県教誨師会	32	240,000	32,000	32,000	20,000	324,000
石川県教誨師会	27	202,500	27,000	27,000	20,000	276,500
福井県教誨師会	21	157,500	21,000	21,000	20,000	219,500
岐阜県教誨師会	30	225,000	30,000	30,000	20,000	305,000
愛知県教誨師会	63	472,500	63,000	63,000	30,000	628,500
三重県教誨師会	26	195,000	26,000	26,000	20,000	267,000
合　計	199	1,492,500	199,000	199,000	130,000	2,020,500

協賛寄附金　助成金　一覧表

	県内協賛寄附金	40,000
富山県	研修費（協賛寄附金70%）	28,000
	事業費（協賛寄附金20%）	8,000
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**36,000**

	県内協賛寄附金	55,000
石川県	研修費（協賛寄附金70%）	38,500
	事業費（協賛寄附金20%）	11,000
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**49,500**

	県内協賛寄附金	0
福井県	研修費（協賛寄附金70%）	0
	事業費（協賛寄附金20%）	0
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**0**

	県内協賛寄附金	70,000
岐阜県	研修費（協賛寄附金70%）	49,000
	事業費（協賛寄附金20%）	14,000
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**63,000**

	県内協賛寄附金	1,128,000
愛知県	研修費（協賛寄附金70%）	789,600
	事業費（協賛寄附金20%）	225,600
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**1,015,200**

	県内協賛寄附金	25,000
三重県	研修費（協賛寄附金70%）	17,500
	事業費（協賛寄附金20%）	5,000
	助成金合計（協賛寄附金90%）	**22,500**

助成金合計	**1,186,200**

規約改正

中部補正管区教職師連盟規約

→参考資料①

中部補正管区教職師連盟慶弔規程

・参考資料②

中部補正管区教職師連盟倫理委員会規則

・参考資料③

第８　その他

第９　次期開催地発表及び挨拶

第１０　閉会のことば

【参考資料①】中部矯正管区教誨師連盟規約

中部矯正管区教誨師連盟規約

(名称及び組織)

第１条　この会は中部矯正管区教誨師連盟（以下「本連盟」という。）と称し、中部矯正管区（以下「当管区」という。）内各県教誨師会に所属する教誨師をもって組織する。

(事務局)

第２条　本連盟の事務局を、当管区に置く。

(目的)

第３条　本連盟は、公益財団法人全国教誨師連盟（以下「全教連」という。）の定款に定める目的の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）全教連から委任された事業

（２）各県及び施設等教誨師会との連絡調整

（３）矯正管区その他の関係機関との連絡調整

（４）宗教教誨に関する調査研究及び資料の収集

（５）教誨師の研修及び親睦を図ること

（６）その他必要と認める事項

(役員)

第５条　本連盟に次の役員を置く。

（１）理事　　１１名

うち

会長　　１名

副会長　　２名

事務局長　　１名

会計　　１名

（２）監事　　２名

(理事)

第６条　理事は、各県教誨師会から推挙された者をこれに充てる。

２　理事は、理事会を組織して重要な事項を審議決定する。

３　会長、副会長、事務局長、会計若しくは監事は、理事会の決定によって選任する。

４　会長、副会長、事務局長、会計を選出した県教誨師会は、当該県教誨師会からそれぞれ更に１名の理事を推挙する。

(会長、副会長、事務局長及び会計)

第７条　会長は、本連盟を代表して本連盟の事務を統理し、本連盟主催の研修大会においては、大会委員長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

3　事務局長は、会長の指示を受けて連盟の事務を処理する。

4　会計は、本連盟の資産・会計その他の財務に関し、管理運営の事務を行う。

（監事）

第８条　監事は、本連盟の経理及び事業を監査する。

2　監事は、理事会において議決権を持たない。

3　監事は、他の役員を兼ねることができない。

（任期）

第９条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　欠員のため新たに補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員の定年は満７５歳とし、定年に当った年度の決算の終結までその職にとどまるものとする。

（顧問及び参与）

第１０条　本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

2　顧問は、理事会の推挙により、本連盟会員以外の有識者に会長がこれを委嘱し、本連盟の業務に関し、会長の諮問に応ずる。

3　参与は、理事会の推挙により、本連盟会員の経験豊富な教諭証に会長がこれを委嘱し、本連盟の業務に関し、理事会の諮問に応ずる。

4　顧問及び参与の任期は２年とする。

（理事会の招集）

第１１条　理事会は、会長がこれを招集する。ただし、理事の３分の１以上から会議の目的をかいて請求があるときは、会議を招集しなければならない。

2　理事会は、年３回の定例会の他、必要に応じて臨時会を開く。

（理事会の定足数、議員の定員数）

第１２条　理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2　理事会は、会長が議長となり、出席者の過半数の同意を得て議決する。

（代理出席）

第１３条　やむを得ない理由により理事が理事会に出席できない時、会長は、当該県教諭師会の意見を述べる者の出席を求めることができる。

（総会）

第１４条　本連盟の総会は年１回開催する。ただし、本連盟主催の研修大会がない場合は、隔年に開催する。

2　総会では会長が議長となり、理事会で議決された案件を本連盟会員に報告する。ただし、緊急事態宣言下等の不測の事態において総会の開催ができない場合は、書面によって報告するものとする。

（経費の支弁）

第１５条　本連盟の経費は、各県教諭師会からの拠出金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

（事業年度）

第１６条　本連盟の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（予算の議決、決算の承認）

第１７条　本連盟の予算は理事会において議決し、決算はこれを理事会に報告して承認を得るものとする。

２　理事会で承認された予算書及び決算書は文書で本連盟会員に報告する。

（全教連役員の推薦）

第１８条　理事会は、全教連の評議員及び理事の任期満了に伴い、又は補充若しくは増員の要請に応じ、当管区からの候補者名簿等の資料を全教連へ提出する（評議員就任時：満７１歳以下、理事就任時：満７３歳以下）。

（倫理委員会）

第１９条　本連盟に、全国教職員連盟教職員懲戒規程に定める教職員の懲戒処分に関する審査を行うため、倫理委員会を置く。

２　倫理委員会に関する規則は、別に定める。

（規約の改正）

第２０条　本規約は、理事の４分の３以上の同意（委任状を含む。）がなければ変更することができない。

附　則

１　この規約は、令和７年４月１日から施行する。それに伴い従前の規約は廃止する。

附　記

中部教職員連盟の沿革

昭和２９年	１１月	８日	名古屋矯正管区内に宗教教誨師協議会を発足
昭和３１年			中部教誨師連盟に名称変更
平成２４年	４月	１日	名古屋矯正管区教誨師連盟に名称変更
令和　７年	４月	１日	中部矯正管区教誨師連盟に名称変更

【参考資料②】中部矯正管区教誨師連盟慶弔規程

中部矯正管区教誨師連盟慶弔規程

（趣旨）

第１条　中部矯正管区教誨師連盟規約第４条第６号に定める「その他必要と認める事項」として行う慶弔については、本規程によるものとする。

（慶事）

第２条　会員が教誨師として褒賞、叙勲を受けたときは祝慶を発する。

２　中部矯正管区教誨師連盟会長表彰を受賞した会員には、管区研修大会において記念品を贈り、祝意を表する。

（弔事）

第３条　会員が物故したときは、管区事務局にて弔電を発し、管区教誨師連盟会長若しくは所属県教誨師会会長の代行によって弔慰金（10,000　円）及び供花１基により弔慰を表す。

２　弔辞について、遺族又は所属教宗派から依頼があった場合には、会長名をもって弔辞を贈ることができる。

（附　則）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。それに伴い従前の規程は廃止する。

２　この規程を改正するときは、理事会の決定をもって行う。

【参考資料③】中部矯正管区教誨師連盟倫理委員会規則

中部矯正管区教誨師連盟倫理委員会規則

第一条　中部矯正管区教誨師連盟に所属する教誨師の委嘱及び解嘱に関する審議を行うために中部矯正管区教誨師倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。

第二条　倫理委員会は、中部矯正管区教誨師連盟会長、各県教誨師会
1名及び事務局長の8名以内で構成する。

第三条　倫理委員の任期は、中部矯正管区教誨師連盟役員の任期に準ずる。

第四条　倫理委員会の委員長は中部矯正管区教誨師連盟会長がその任に当たる。

第五条　倫理委員会において審議が必要な場合は、委員長は会を招集し、議長として会を掌握する。

第六条　倫理委員会での審議に当たり必要と認めるときは、中部矯正管区職員に意見を求めることができる。

第七条　倫理委員会の決議は全会一致を旨とする。

第八条　施設教誨師会、県教誨師会における教誨師の委嘱に関する判断が適切であるか否かについての審議は、総合的な知見に基づいてこれを行う。

第九条　委嘱可の判断が適切であると決議したときは、全国教誨師連盟理事長に対し委嘱状の発行を求める。

2　委嘱可又は委嘱不可の判断が適切でないと決議したときは、理由を付してその旨を当該施設教誨師会、県教誨師会に通知し、再考を求めるものとする。

3　再考を求めた後の当該施設教誨師会、県教誨師会からの報告については、再度、倫理委員会において審議し、委嘱可又は委嘱不可の決議を行う。

4　倫理委員会において、再考を求めた後に委嘱可と決議した時は、同条第1項と同様とする。

5　倫理委員会において委嘱不可相当の判断が適切であると決議したとき又は再考を求めた後に委嘱不可相当と決議したときは、その旨を全国教誨師連盟理事長に報告するとともに県教誨師会を通じて施設教誨師会に通知する。

第十条　施設教誨師会、県教誨師会から申し立てられた教誨師の解嘱についての審議にあたっては、その主な内容が真に解嘱に相当するものであるか否かを慎重に検討するものとする。

第十一条　解嘱について判断するため必要と認めたときは、当該教誨師、当該教誨師の所属する教区団及び施設職員等から必要な情報の提供を受けることができる。

第十二条　解嘱不相当と決議したときは、その旨を施設教誨師会、県教誨師会に通知するものとする。

2　解嘱相当と決議したときは、その旨を全国教誨師連盟理事長に通知するものとする。

第十三条　倫理委員会を開催したときは議事録を作成し、5年間保存するものとする。

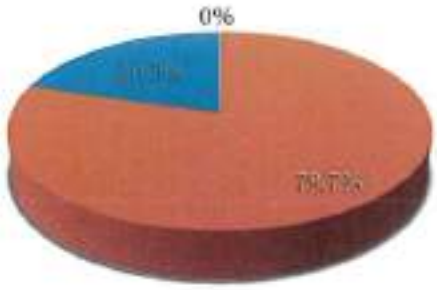
附　則

1　この規則は、令和7年4月1日から施行する。それに伴い従前の規則は廃止する。

アンケート

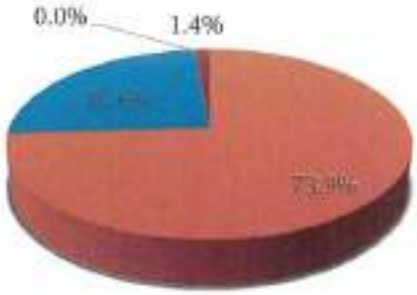
1　研修テーマから見たサブテーマ・目的について		
ア　適切だった	55	79.7%
イ　どちらともいえない	14	20.3%
ワ　適切でなかった	0	0%
2　研修内容について		
ア　適切だった	51	73.9%
イ　どちらともいえない	17	24.6%
ウ　適切でなかった	0	0.0%
解なし	1	1.4%
3　研修成果について		
ア　非常に良かった	39	56.5%
イ　どちらともいえない	26	37.7%
ウ　あまりなかった	3	4.3%
解なし	1	1.4%
4　全体を通じての感想		
ア　満足	25	36.2%
イ　やや満足	25	36.2%
ウ　どちらともいえない	13	18.8%
エ　やや不満	5	7.2%
オ　不満	1	1.4%

研修テーマから見たサブテーマ・目的について



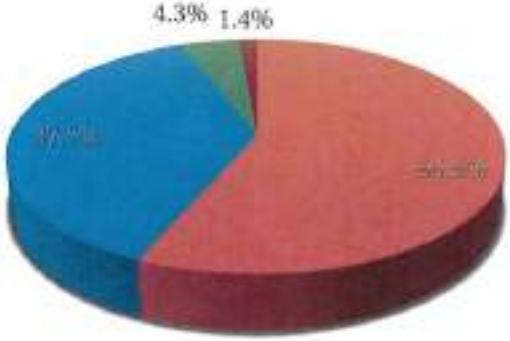
■ ア 適切だった ■ イ どちらともいえない ■ ウ 適切でなかった

研修内容について



■ ア 適切だった ■ イ どちらともいえない ■ ウ 適切でなかった ■解なし

研修成果について



■ ア 非常に良かった ■ イ どちらともいえない ■ ウ あまりなかった ■解なし

名　　簿

来　賓・随行者（敬称略・順不同）

■矯　正　　45名

中部矯正管区長	日高　秀樹
富山刑務所長	大阪　知昇
金沢刑務所長	上柳　一光
福井刑務所長	佐藤　正典
岐阜刑務所長	村上　和夫
笠松刑務所長	松崎　恭子
岡崎医療刑務所長	安楽　明弘
名古屋刑務所長	森田裕一郎
豊橋刑務支所長	原田　千尋
三重刑務所長	三井　健二
名古屋拘置所長	三角　旅
被害者支援センター	草川　武
瀬戸少年院長	工藤　弘人
愛知少年院長	福岡　秀一
富山医療少年院長	笹井　千景
中部矯正管区成人矯正部長	新海谷　介
中部矯正管区少年矯正部長	杉村　二
中部矯正管区成人矯正第二課長	松本　祐二
中部矯正管区少年矯正第一課長	上田　宗俊
中部矯正管区成人矯正課長	富田　雄紹
中部矯正管区成人矯正第二課判業	青垣　和真
中部矯正管区成人第二部第二課長	前川　光希
中部矯正管区成人第二部第二課長補佐	近藤　史典
富山刑務所副所長	宮本　稔
富山刑務所副所長	原正　賢
金沢刑務所副所長	大嶋　幸安
金沢刑務所副所長	神谷　健悟
金沢刑務所副所長部長	吉田　郁人
金沢刑務所主任看守	齋田　和博
福井刑務所副所長	森　啓剛
福井刑務所副所長	横見　正誠
岐阜刑務所副所長	杉山　吉成
笠松刑務所副所長	井上　達泰
笠松刑務所主任看守長	後藤　靖史
笠松刑務所教育専門官	堀井　拓馬
岡崎医療刑務所副所長	門馬　勉
名古屋刑務所副所長	足立　寛郎
豊橋刑務支所副所長	舘　実奈
三重刑務所副所長	堀木　幹彦
名古屋拘置所副所長	松本　順平
名古屋拘置所副所長部長	中北　雅大
瀬戸少年院統括専門官	服部　潤二
瀬戸少年院統括専門官	高田　雅弘
愛知少年院統括専門官	長谷川正裕
富山医療少年院統括専門官	田村　祥太

参加者（敬称略・順不同）

■全国教誨師連盟　2名

稲川法潤	旭川刑務所	菊池丁邦	秋田刑務所

■中部矯正管区教誨師連盟　55名

◆富山刑務所　（4名）

園香上丁	浄土真宗本願寺派	岩崎勝乗	浄土真宗本願寺派
松田雅秋	真宗大谷派	米澤貴宏	高野山真言宗

◆福井刑務所　（7名）

坂野敬丸	真宗大谷派	林　精徹	真宗三門徒派
多田文樹	浄土真宗本願寺派	三下部　求	真宗大谷派
瀬筋大明	曹洞宗	高武顕裕	浄土真宗本願寺派
山本義武	日立ペンテコステ教会下		

◆岐阜刑務所　（5名）

井水龍峰	曹洞宗	河合丁宣	真言宗
高田龍敬	浄土真宗本願寺派	長宗一陽	曹洞宗
羽川俊幹	浄土真宗本願寺派		

◆笠松刑務所　（1名）

眞鍋哲夫	神社本庁

◆岡崎医療刑務所　（2名）

小野正信	浄土真宗本願寺派	水野繁行	天理教

◆名古屋刑務所　（5名）

横　研治	曹洞宗	辻　良尚	浄土真宗本願寺派
玉井　了	真宗大谷派	杉本忠司	真言宗智山派
堀中正彦	天理教		

◆豊橋刑務支所　（1名）

中村彰彦	神社本庁

◆三重刑務所　（4名）

加藤幹夫	日本基督教団	恒々大浄成	浄土真宗本願寺派
柳本昭	カトリック京都司教区	北川敏	金光教

◆名古屋刑務所　（3名）

福井正信	金光教	渡辺善治	天理教
小笠原得秀	真宗大谷派		

◆瀬戸少年院　（1名）

津慧士秀	真宗大谷派

◆愛知少年院　（3名）

石川宮	真宗大谷派	織田顕智	真宗大谷派
水谷浩志	浄土宗		

◆京都医療少年院　（1名）

畑雅乃	日本基督教団

◆金沢刑務所　（18名）

藤谷宗雄	真宗大谷派	前田健志	曹洞宗
斎藤順紹	浄土真宗本願寺派	宮銘彬	真宗大谷派
松本昌丈	神社本庁	坂本敏顕	真宗大谷派
日谷照雄	浄土真宗本願寺派	前島訓英	浄土宗
竹内卓洋	真宗大谷派	濱田一雄	曹洞宗
北原隆義	高野山真言宗	岩田貞広	大本教
川端孝宏	曹洞宗	河合智厳	天台真盛宗
永原晃俊	真宗大谷派	山下裕嗣	神社本庁
山下賢城	浄土真宗本願寺派	市営奈々子	立正佼成会